

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)

令和6年8月2日
全国知事会

【農林水産関係】

1	食料・農業・農村政策について	1
2	経済連携協定について	1
3	農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について	1
4	農業・農村の振興について	2
5	林業の振興について	11
6	水産業の振興について	13

【商工労働関係】

1	実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について	16
2	地域経済の活性化について	16
3	中小企業の振興について	18
4	雇用対策及び労働の質の向上について	20

【消費生活関係】

1	消費生活相談体制等の充実・強化について	23
2	食の安全安心の確保について	24

【国土交通・観光関係】

1	地方創生を支える社会資本整備等について	25
2	防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について	26
3	社会インフラの老朽化対策の確実な推進について	28
4	道路整備の推進等について	28
5	港湾整備の推進等について	30
6	鉄道整備の推進について	31
7	地域における交通の確保等について	31
8	航空路線の維持・充実等について	34
9	観光振興対策の推進について	34
10	過疎地域等特定地域の振興施策の推進について	36
11	盛土等に伴う災害防止に関する推進について	37

【社会保障関係】

1	地域医療体制の整備等について	38
2	医療保険制度改革の推進について	44
3	健康づくりの推進について	47
4	超高齢社会への対応について	49
5	子ども・子育て政策の推進について	51
6	障害保健福祉施策の推進について	54
7	生活困窮者などの対策について	55
8	地域共生社会の実現に向けて	56
9	人権の擁護に関する施策の推進について	58
10	犯罪被害者等支援施策の充実強化について	60

【文教関係】

1	教育施策の推進について	61
2	地域における科学技術の振興について	69
3	地域における文化芸術の振興について	70
4	国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及び レガシーの全国への波及・継承について	70
5	スポーツを生かしたまちづくりの推進について	71

【環境関係】

1	総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について	72
2	海洋ごみ対策等の推進について	75
3	生物多様性保全対策等の推進について	75
4	有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について	76
5	大気環境保全対策の推進について	77
6	アスベスト対策の推進について	78
7	「国連・世界湖沼デー」の実現について	79

【エネルギー関係】

1	資源エネルギー対策の推進について	80
2	電力需給対策等の推進について	83

【災害対策・国民保護関係】

1	大規模・広域・複合災害対策の推進について	85
2	事前防災・減災対策の推進について	90
3	多様な災害対策の推進について	94
4	発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について	99
5	原子力災害対策の推進について	102
6	国民保護の推進について	104

【地方行政関係】

1	地方公務員の定年引上げに係る制度移行について	107
2	会計年度任用職員制度の運用について	107
3	統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の 推進について	107
4	公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について	108
5	国の地方公共団体に対する補充的な指示について	108
6	地域国際化等の推進について	108

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1	基地対策の推進について	111
2	北方領土及び竹島問題の早期解決について	113
3	拉致問題の早期解決について	113
4	漂着船等に対する万全な対策について	114
5	ウクライナ避難民の受入について	114

【道州制関係】

1	基本法案において最低限明確に示すべき事項について	116
2	基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論 を行うべき事項について	117
3	道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について	117

《政策要望》

【農林水産関係】

1 食料・農業・農村政策について

食料・農業・農村政策については、食料・農業・農村基本法を基本的な指針として、これに基づいて体系的に施策を講ずることとしているが、食料・農業・農村を取り巻く国内外の情勢が大きく変化中、持続可能で強固な食料供給基盤が確立できるよう、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大や、国産への転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた農業構造の確立、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、実効性のある新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。

2 経済連携協定について

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講ずること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

3 農林水産業におけるカーボンニュートラルの実現について

- (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に農林水産業分野として対応していくため、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」等による革新的な技術の開発や社会実装に向けた取組を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

また、農地・森林・海洋における炭素の長期・大量貯蔵を可能とするため、「環境保全型農業直接支払交付金」、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するための「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、水域の保全を行う「水産多面的機能発揮対策事業」に十分な予算を確保すること。

- (2) 2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25% (100万ha) に拡大するなど、長期目標を掲げる「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、国と地方が連携した研究開発や再生可能エネルギーの導入等による脱炭素化を推進するとともに、多くの生産者が生産力向上と持続性を両立した農林水産業に取り組めるよう、スマート農業の総合推進対策やみどりの食料システム戦略推進総合対策、林業デジタル・イノベーション総合対策、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等に十分な予算を確保すること。

また、流通・加工事業者や消費者も含めた国民全体の理解の促進を図ること。

4 農業・農村の振興について

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、「土地改良長期計画」に掲げる、農業の成長産業化に資する農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備、スマート農業の実装化と次世代型農業の導入を見据えた水利システムの構築等を推進し、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消等を図ることや高収益作物の導入を促進することなどが不可欠である。

特に、農地の大区画化や水田の汎用化については、農地の集積・集約率に応じて農家負担を軽減する制度の積極的な活用により、事業要望が増加している状況にある。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上で、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の競争力の強化を加速化するための農業対策補正予算の編成、さらには、地域のニーズに応じたきめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業等の創設や拡充、地方財政措置の充実を図ること。

加えて、国直轄による保全対策の対象拡大や国営事業の農家負担軽減策等を講じるとともに、国営造成施設において漏水事故が発生した際の、迅速な復旧作業、原因究明、再発防止の措置等、対応の強化を図ること。太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化対策等、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

(2) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の流域治水対策や農業水利施設、地すべり防止施設、海岸保全施設の老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策等が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するために、財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が制定され、防災工事等の取組を加速的に進めることとされたが、ため池の保全管理に係る体制強化も重要な取組であることから、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、改修・廃止に必要な財源確保及び地方財政措置の更なる充実とともに、データベースの管理や管理者による適切な管理・監視体制の強化、ため池サポートセンターに係る国の定額補助を活動規模に応じて拡充するなど、ソフト面においても財政支援の継続と更なる充実を図ること。

また、農業水利施設の老朽化対策については、農村地域における混住化等の進行により、受益農地や農家数が減少し、施設等の再整備や管理にかかる農家の負担が増加している。

このため、事業を実施する際の一戸当たりの受益者負担の軽減を図る新たな制度を創設すること。

今後の施設管理の枠組みにかかる土地改良法改正等の国の議論を踏まえて、施設の集約・再編や管理体制の見直しなどについての地域による議論、必要な調査・検証、また、これらを実現するためのソフト・ハード対策を一体的に行うことにより、農家の負担軽減や農業生産基盤の適切な保全管理を図るための総合的な制度を創設すること。

さらに、国は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で災害に備える「流域治水」の取組を推進しており、流域で行う治水対策の充実に向けて、農業用ダムの洪水調節機能の強化、農業水利施設の高度な操作・管理の実施、さらには、水田やため池を活用した雨水貯留など農地・農業水利施設の有する多面的機能を発揮させる取組を行う管理者等への支援について、地域で一体的な取組が図られるようパッケージ支援策を整備すること。

特に、水田や農業用ため池等において流域治水に協力する農業者が安心して営農を継続できるよう支援を充実させること。

(3) 大規模自然災害が近年多発していること、また市町村の技術職員数が減少していることなどを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、更なる災害査定や申請事務の簡素化等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

(4) 世界的に穀物価格が高騰している中で、国産穀物を主体とした食料安全保障を確立していくため、改正された食料・農業・農村基本法に基づき、穀物の備蓄制度も含め、水田農業施策を見直し、小麦や大豆、飼料作物等への需要に応じた生産体制の整備と生産力の維持・強化や国民の国産穀物の消費に関する意識啓発、食品製造事業者における米粉の活用促進など、抜本的かつ効果的な対策を講じるとともに、輸入に依存している穀物を安定供給できる環境を整えること。

(5) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

農業保険については、加入者の拡大に向けて、制度の周知や農業共済組合が行う事務の執行に必要な経費を措置するとともに、保険料等への補助は全国一律の制度内容とするため、国の負担割合の引上げを検討すること。

また、収入保険制度については、農業者の視点に立って制度の見直しを行うとともに、類似制度を含めた見直し等を行う際には、原材料・飼料価格高騰等を踏まえた農業・畜産経営への補填、みどりの食料システム戦略で掲げる有機農業の取組拡大に向けた補償制度など、農業者のニーズや関係団体の意見を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること。

さらに、生産・流通コストの上昇を踏まえた生産物の価格形成を行える仕組みの構築を行うこと。

(6) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組検証や検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

あわせて、年々、米の需要が減少する中、需給環境の改善への取組は、生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、米の需給と価格の安定化に向け、国主導により真に実効性のある消費喚起などの需要拡大対策を一層推進すること。

食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現のためには、国産農産物の消費拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要である。

このため、加工用米や新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、WCS用米、

米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金などの制度の恒久化と安定した財源の確保、地域の実情に即した交付単価の設定を図るとともに、必要な予算を配分すること。

また、令和5年度補正予算で措置された畑作物産地形成促進事業や畑地化促進事業、国産小麦・大豆供給力強化総合対策等を継続するとともに、コメ新市場開拓等促進事業を含め十分な予算を確保すること。

なお、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しに当たっては、地域特有の課題等を検証し、次世代の担い手への農地集積や経営継承の妨げにならないよう、十分な配慮を行うこと。

(7) 都道府県が継続的に稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置を確保すること。

(8) 気候変動に適応した高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。

(9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られ、農村を下支えする地域コミュニティの活動が今後も維持・発展できるよう、対策期間中においても、必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務費等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

また、地震等大規模災害発生時には、必要な復旧作業に十分取り組めるよう、交付単価の上限を超えて活用できる災害特別枠を設けること。

集落や市町村、都道府県における書類の確認作業に膨大な時間を要しており、事務負担を理由に、制度の継続を断念する集落があることから、事務手続の更なる負担軽減を図ること。

多面的機能支払交付金については、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するため、必要な予算の確保を図ること。

中山間地域等直接支払交付金についても、中山間地域と平場との生産費の格差が拡大していることを踏まえ、交付単価を実態に即した水準に引き上げるとともに、集落戦略の実現に向けた取組を着実かつ継続的に実施できるよう、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

環境保全型農業直接支払交付金についても、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

(10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、付加価値の高い農業の創出や地域コミュニティ機能の維持・強化、多面的機能の発揮の促進、地域を支える体制及び人材づくりなどのための政策の充実・強化を図ること。

また、「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）」の都道府県からの要望に見合う十分な予算を確保すること。

(11) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を十分に確保するとともに、経営発展支援事業においては、適切な事業実施期間を確保するため早期に配分し、引き続き地方財政措置を確実に講じること。

また、農林水産業の活性化に向けて、農林水産業に携わる女性が活躍できるよう、女性リーダーの育成や資質向上のための助成を充実させること。

さらに、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた担い手の農地利用の実現に向け、農業経営の法人化促進や、規模拡大等に伴う機械・設備等の導入、人材の育成・確保及び労働力の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、発展意欲のある農業者を育成するための専門家派遣や研修等の実施、担い手の確保のための就農相談等を行う拠点（農業経営・就農支援センター）の運営に必要な予算を十分に確保すること。

特に、経営体の減少や従事者の高齢化といった喫緊の課題に対し、円滑な経営継承への支援策について十分な予算を確保すること。

これら担い手確保・育成の中核となる農業者研修教育の拠点施設である農業大学の安定的な管理運営・教育内容の充実や、普及指導員による担い手への技術・経営指導に必要な協同農業普及事業交付金の予算を十分に確保すること。

(12) 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業については、農業経営基盤強化促進法改正により利用権設定等促進事業が廃止されたことから、対象事業の増加が見込まれる。担い手への農地集積・集約化を加速し、地域農業経営基盤強化促進計画を達成するためには、特例事業の補助率の引上げ・補助対象経費の拡充を含む予算の十分な確保や安定的な事業運営ができるよう、手続きの簡素化を進めることにより、増大している地方負担の軽減を図ること。また、都道府県や市町村、農地中間管理機構など、関係機関の実情や意見を十分に踏まえ、引き続き、農地の出し手や受け手が機構を活用しやすい仕組みとなるよう改善を行うこと。

加えて、農地の権利移動に係る公告・認可業務については、先般の法改正により、都道府県や市町村の業務量に大きな変更が生じること及び都道府県から市町村への権限の移譲が可能となったことから、それらの事務が円滑に執行できるよう、確実な財政措置を講ずること。

さらに、機構集積協力金交付事業については、経営転換協力金が令和5年度末で廃止されたところであるが、更なる農地集積・集約化に向け、制度の安定的な運用を図るとともに、十分な予算措置を講じること。

機構集積支援事業及び農地利用最適化交付金についても、施策効果が発揮されるよう制度の安定的・柔軟な運用を図ること。

(13) 令和6年度末までに策定した地域農業経営基盤強化促進計画については、令和7年度以降も計画実現に向け随時見直し等を行うことから、引き続き地域における話し合いや、公告・縦覧等の事務が必要であるため、市町村や都道府県が行う事務等に係る十分な予算の確保を行うこと。

(14) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

(15) 畜産・酪農における地域の生産基盤強化と収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備、繁殖雌牛の更新奨励金など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

(16) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、国内への侵入防止の強化を図るとともに、国内での発生予防及びまん延防止に係る支援制度を強化・拡充、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

ア 家畜伝染病の発生に係る対応関連

- ・発生事業者と未発生事業者の状況分析等により、科学的根拠に基づく有効な対策を確立するなど、発生予防対策の強化を図ること。また、家畜伝染病が発生した際は、感染経路の速やかな解明、畜産農家等への経営支援、風評被害対策等について引き続き強化すること。
- ・大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場での分割管理が円滑に進むよう、集卵設備など新たに必要となる施設整備等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。また、畜舎単位などの管理区域ごとに殺処分ができるよう、科学的にリスクを検討するほか、防疫措置の実施方法や農場及び市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。
- ・家畜伝染病が発生した場合の防疫措置については、発生都道府県における負担が大きくなることから、家畜伝染病予防費負担金の引上げや地方財政措置の充実など、国の財政支援を拡充すること。特に、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税については、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費及び家畜防疫員以外の旅費等が対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。
- ・防疫措置等をより迅速かつ的確に行うことができるよう、安全かつ効率的な手法・技術の開発及びその普及を図るとともに、発生都道府県で得られた知見等を集約し、各都道府県が速やかに情報共有することができる仕組みを構築すること。
- ・防疫資材が不足する場合等に都道府県間で融通しあえる体制を国が主体となって構築するとともに、国においても、派遣応援の増員や防疫資材の備蓄体制の強化を図り、発生都道府県への速やかな支援を行うなど、防疫措置が円滑に進む体制の構築を推進すること。
- ・家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、家畜の所有者が殺処分等の防疫措置に必要な人材や機材などを確保して主体的に防疫措置を講ずるよう、指針等に明記すること。
- ・家畜の埋却処分については、国有地の活用等、まん延防止で必要となる埋却地確保のため、柔軟な対応を検討すること。

イ 家畜伝染病発生時の経済的支援関連

- ・家畜伝染病発生予防等の目的のための既存畜舎の改修又は改築に係る支援策の強化を図ること。
- ・家畜伝染病発生リスクが高い状況下において自然災害等の不慮の事故により畜舎が損壊し、家畜の適切な飼養管理が困難となった場合の緊急的な殺処分について、国の支援策を検討すること。

- ・種鶏や種豚等の家畜を供給する農場において、家畜伝染病が発生した場合、その影響は広域に及ぶため、受入側の関連農場の損失補填支援策とともに、発生農場や制限区域内の農場への出荷制限に伴う区域外の種鶏場等の損失補填支援策も検討すること。併せて、家畜の生産体制が全国的に安定・維持できる仕組みを検討すること。
- ・家畜伝染病の発生は、関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、発生農場と取引のある食鳥処理業者や販売・加工業者、運送業者等についても、損失補填支援策を検討すること。

ウ 豚熱の予防的ワクチン接種関連

- ・豚熱ワクチンの追加接種（免疫付与状況確認検査結果に基づき抗体陽性率が80%に満たない群において実施する接種）については、都道府県の人的及び財政負担を伴わない制度設計とし、農家負担の軽減につながる体制とすること。
- ・子豚へのワクチン接種時期について、母豚の免疫獲得状況等を考慮して適時に実施することができる科学的知見を集積し、情報提供すること。

エ 野生動物関連

- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を家畜等の防疫対応と切り分けて確立し、野生動物に係る防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にし、迅速かつ効果的な対応を図ること。併せて、都道府県等に対して、対策に要する財源を速やかに措置すること。
- ・野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた行程を示すとともに、その取組に必要な予算を確保すること。また、野生いのしし用の経口ワクチン散布に関しては、環境省と連携し、散布効果が発揮されるよう、都道府県の実情に合わせた支援を行うこと。
- ・高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるサーベイランス（調査）について、防疫対策強化に資する調査となるよう、引き続き、環境省と農林水産省が連携して、検査優先種の選定等の調査方法について検討と見直しを行うとともに、監視体制を強化し、速やかな防疫措置に資するため、都道府県が行う調査に要した費用に係る財源を措置すること。

オ 水際防疫関連

- ・家畜伝染病の海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の増頭や常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、アフリカ豚熱を始めとした海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

- (17) 全国的に獣医師が小動物診療に偏在していることから、産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実や獣医療提供体制整備推進総合対策事業の拡充を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。特に、産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において、修学資金給付に係る十分な予算を確保し、給付の対象を拡充すること。

なお、体験型実習のカリキュラム化については、受入先となる現場や自治体の事情を十分に考慮すること。

また、獣医師の地域的な偏在解消に向けた支援策を充実すること。

- (18) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保すること。
- また、都道府県間を広域的に移動する鳥類などによる被害軽減に対して、地方が連携して取り組む生息実態調査や共同駆除について、国による調整や十分な財政支援を行うこと。
- さらに、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減するとともに、捕獲活動にかかる支援単価の引き上げや安全確認等のための出動手当を交付対象とする等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。
- あわせて、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による野生鳥獣肉の出荷制限については、有害鳥獣捕獲の強化やジビエ活用による地域振興の支障となっているため、解除要件の緩和や市町村単位での解除要件の明確化などの見直しを行うこと。
- (19) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を確実に実施すること。
- ア 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- イ 放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。
- ウ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- エ 避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- オ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」も踏まえ、これまで以上に国内外における正確で分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- (20) 我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけ、政府間交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。
- また、米国向け牛肉輸出の低関税複数国枠について、枠数量を早期に超過し、輸出拡大に支障をきたすことのないよう、安定的な輸出にむけて米国と交渉すること。

さらに、輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されている品目で厳しい条件が課されているもの、豚熱の予防的ワクチン接種に伴い輸出が停止されている豚肉について、輸入解禁や条件緩和の早期実現のため、積極的に2国・地域間協議を行うこと。

あわせて、国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、同戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援に係る十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

- (21) 我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業の十分な予算を確保するとともに、海外品種登録の迅速化・円滑化のため、関係国と協議を進めること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、種苗法については、円滑に運用されるよう、引き続き、農業者はもとより消費者や種苗業者などに対し、令和2年度改正の趣旨や概要等について丁寧な説明を行い、自家増殖に係る許諾に関し、相談対応や情報の提供など必要な対応を行うこと。

- (22) 燃料の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、急騰特例の発動基準の引き下げや基準価格算定方法の見直し、加入要件の緩和、加入申請や補填金の請求等の手続の簡素化（オンライン化）、積立金における国の負担割合の拡充、米麦乾燥施設を対象とするなど制度の充実・強化を図ること。また、対象品目にきのご類を追加すること。

さらに、電動トラクタや園芸施設用ヒートポンプなど、農業における省エネルギー機器等の開発及び社会実装に向けた取組を進めること。

また、エネルギー価格の先行きが不透明であることは、農業経営、地域農業の維持に大きな影響を及ぼしていることから、土地改良区等が維持管理する揚水機等の省エネルギー化対策の支援を継続的に行うこと。

畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保すること。

また、配合飼料価格の地域間格差を縮小させる仕組みを構築すること。

さらに、価格安定制度が存在しない粗飼料についても、畜産経営に及ぼす影響を緩和する支援策を検討すること。

加えて、輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換に向けた支援施策の拡充強化を図ること。

肥料については、化学肥料原料のほとんどを輸入に依存しているため、世界情勢の影響を受けやすいことから、肥料価格の安定化や肥料原料の安定的な調達、価格高騰に対する支援について、取組の充実・強化を図るとともに、海外原料に依存する化学肥料に代わる堆肥・下水汚泥など未利用の国内資源を積極的に活用した有機質肥料の開発・利用を一層推進すること。

燃油・ガス・飼料・肥料のほか、被覆資材など生産資材等の価格が高止まりしている中、生産コストの価格転嫁が十分できていないことから、価格高騰対策の

拡充や助成措置を講じるなど、農林漁業者等への影響を緩和する全国一律の支援策の充実・強化を行うこと。

- (23) 国内の大消費地から距離的に遠い地方の農林水産物の輸送が停滞しないよう、農林水産物の「2024年問題」対策に係る十分な予算の確保と併せて、大都市圏市場等での荷待ち、荷役時間の削減、全国的な広域ストックポイントの設置等について、食料の安定供給の面からも、国が主導的に対応すること。加えて、輸送コストの負担増加分について支援を講じるほか、遠隔地かつ食料供給地域の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の配慮を行うこと。

また、地方が食料安全保障の役割を担っている実態を踏まえ、ドライバーの時間外労働時間上限規制に適切に対応した結果の輸送経費の上昇等により、遠隔地の地方が、食の供給に不利とならないよう、農林水産物への適正な価格転嫁を国が主導する等、必要な対策を講じること。

- (24) 農山漁村における6次産業化及び地産地消等の取組を着実に推進するため、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）」、「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化をはじめとした農山漁村発イノベーションの取組に必要な施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「農山漁村発イノベーションサポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く対象とし、農山漁村の多様な地域資源を最大限活用した新商品開発・販路開拓等、新たな取組に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための地域プランナーの派遣による支援を充実させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」については、第4次食育推進基本計画に掲げる目標の実現に向けて都道府県や市町村等が取り組む事業は全て対象とするなど、補助対象を拡充すること。

さらに、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地場産食材の学校給食への提供に対する支援を恒久的な取組とするとともに、必要な予算を確保すること。

- (25) 輸出拡大にも資するGLOBALG.A.P.等の認証取得を促進するため、GAP認証を取得する産地の取組の支援や実需者の取引意向に関する情報提供を継続するほか、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図り、GAP農産物の認知度向上対策で需要の喚起を進めるとともに、都道府県GAPについても、各都道府県の必要に応じた制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

- (26) インバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。また、地方回帰・移住就農へのトライアルとして、農林漁家民宿等をワーケーション等で活用する利用者への支援を拡充すること。

(27) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の社会実装に向けた支援策の一層の拡充やローカル5G技術の公設試験研究機関における実証、農業支援サービス事業者の機器導入やオペレーター育成の支援、データを活用した農業実践の推進など、農業のデジタルトランスフォーメーションの加速化に向けて取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

また、IoTに対応した研究開発に必要な戦略的投資として、地方の試験研究機関の高速インターネット環境等の研究基盤を国が主導的に整備すること。

(28) 農福連携を国民的運動として展開するため、国において、農福連携の意義や効果を発信し、国民一人一人が参画・応援する機運を醸成するとともに、相談窓口の設置やサポート人材の育成など、農福連携を推進し、支援する体制の整備を促進すること。

また、ノウフクJASの認証取得と商品等の販売促進に向けた支援の充実を図るとともに、農福連携による農産物等の生産活動を支援する農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型））及び施設外就労のマッチング等を支援する工賃向上計画支援等事業（特別事業）について、都道府県等の要望に対応できるよう、制度の拡充と十分な予算を確保すること。

(29) サツマイモ基腐病については、全国的な広がりが見られることから、被害軽減を図るため、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」対策を総合的に推進するとともに、必要な予算を確保すること。

5 林業の振興について

(1) 森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済を実現するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。

ア 主伐後の再造林及び間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）に必要な予算の十分な確保

イ 広く消費者に木材利用の意義や魅力の周知・啓発を図るため、木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信強化及び「木づかい運動」や「木育」などの取組の推進

ウ 非住宅分野における木造化・木質化や、木塀など外構構造物への木材利用など、国産材の需要創出に対する予算の十分な確保

エ CLTや木質耐火部材等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向け、モデル的な建築物の整備や建築関係基準の拡充、建築士等の技術者の育成などの取組の推進

オ 国際博覧会などの様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

カ ICT等を活用し資源管理や生産管理を行う「スマート林業」や、自動化機械の開発、早生樹等の育種などの技術革新による伐採・搬出や造林の省力化・軽労化など、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づく取組の推進

- (2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、健全な森林づくりを推進するとともに、森林吸収源対策による脱炭素社会の実現に貢献するため、以下をはじめとする施策を充実させるとともに、必要な予算を十分かつ安定的に確保すること。
- ア 造林や間伐、気象災害等による被害森林の復旧、森林管理に必要な路網の整備など森林の有する機能を維持・増進させるための森林整備及び松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策などの森林病虫害対策に必要な予算の十分な確保
 - イ 社会的要請の高い花粉発生源対策として、花粉を全く出さない品種や少ない品種、成長に優れ林業経営の改善が期待されるエリートツリー等への転換を促進するため、新たな品種の開発や都道府県の採種園等整備に必要な種苗の十分かつ確実な供給及び植替経費などの必要な予算の十分な確保
 - ウ 森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない森林への転換を図るため、スギやヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化や木材の利用促進など、実効性のある対策の充実・強化
 - エ 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、山地災害危険地区等における「被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備」である治山対策等が重要であることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び令和5年7月に閣議決定された「国土強靱化基本計画」に基づく対策の着実な実施に必要な財源確保と地方財政措置の充実
 - オ 国民参加による森林づくりを推進するため、地域住民や非営利団体(NPO)に対する支援に必要な予算の十分な確保と、企業等による森林づくり活動の取組に対する支援の充実
- (3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、都道府県が行う分収林事業等への支援等、実効性のある対策を早急に講じること。
- (4) 新規就業者の確保・育成について、「緑の雇用」担い手確保支援事業による研修等への支援や、緑の青年就業準備給付金が満額支給されるよう、十分な予算を確保するとともに、林業労働災害の撲滅に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。
- (5) 林業の現場における労働安全対策を強化するため、森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの手法等を検討し、早急な対策を講じること。
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮(バーク)等の廃棄物処理について、国は、国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和7年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこの出荷制限を種類ごとに設定するよう運用を見直すとともに、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、事故後十年以上を経過した現在においても、放射性物質の影響や風評被害により、特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成施策と次世代の原木林となる広葉樹林の再生施策を長期にわたり継続すること。

加えて、パークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

6 水産業の振興について

- (1) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者及び養殖事業者に加えて増殖事業者が安心して漁業や増養殖事業に取り組むことができるよう、未加入者の新規加入や加入者による補填金の積み増しに随時対応できる契約時期の設定など、漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和及び補填金支払時における国の負担割合の段階的な引上げ、資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。

また、漁業用燃油について、漁業者の実質負担が大きく増加することのないよう、免税等の措置や燃油価格高騰対策を恒久的な制度とするとともに、近年の漁場環境の変化に伴う不漁や社会経済情勢の変化に伴う魚価下落時にも、安心して漁業に取り組めるよう、漁業共済の補償限度額の引上げや加入要件の緩和など、漁業経営安定対策の充実を行うこと。

さらに、電気料金の大幅な値上げについては、増養殖事業の推進に大きな影響を及ぼしていることから、増養殖事業団体等が使用する取水施設等の電気料金を低減するための支援を行うこと。

水産業の体質強化を図るため、漁船や水産物の加工処理に係る省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるほか、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組に必要な予算を十分に確保するとともに、漁業調査船の観測機器整備に係る支援を図ること。

また、水産加工業においては、燃油価格の高騰や円安による加工原魚の仕入価格高騰、電気料金の値上げなどが追い打ちとなり、一層厳しい経営状況にあることから、経営の安定化に向け、原料調達に係る支援制度の拡充を図るとともに、電気料金など経常的経費の増加に対する新たな支援策を講じること。

- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力的に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

ア 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。

イ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。

ウ ロシア連邦との協定に基づく漁業の操業機会を確保するよう配慮すること。

また、地元漁業者の負担軽減に努めるほか、引き続き、関係地域における栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対し支援を行うこと。

エ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の

監視・取締体制を一層充実・強化するとともに、関係国をはじめとした各国への外交交渉を強化すること。

オ 近年、北太平洋公海域では、外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源が減少していることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど、実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。

カ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。

キ パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、水産業に関わる全ての事業者の事業継続・拡大に向け、万全の措置を講じること。

(4) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

(5) 近年、海水温の上昇などの海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカなどの不漁や、ノリなどの養殖生産量の減少が続いている。主要な魚種の水揚量や養殖生産量の減少は、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業など地域経済にも影響を及ぼすことから、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や漁場の整備、漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組への支援などの漁業構造改革総合対策事業等に、必要な予算を確保するとともに、豊かな漁場環境推進事業等による赤潮等の被害軽減の対策技術の開発や水産資源の回復、新たな赤潮発生海域における発生原因の早期究明等に取り組むこと。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により、地域が主体となった栄養塩類管理制度が創設されたが、海域ごとの生産力向上に資する取組に向け、科学的根拠を更に整理するとともに、地域の実情に応じた栄養塩類管理計画が策定・実施されるよう、きめ細かな支援を行うこと。

(6) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備、生産・流通機能の強化や漁村の活性化に資する漁港整備等を計画的かつ着実に推進するとともに、改正漁業法に基づく資源管理の実施に当たっては、資源評価の精度向上及び都道府県による地先資源の調査や自主的資源管理の高度化等に係る必要な予算を確保すること。

(7) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風・低気圧災害や地震・津波等の大規模自然災害に備えた漁港施設の機能強化など、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に実施するため、必要な財源確保と地方財政措置の充実を図ること。

また、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を進めるためには、施設の点検、補修・更新を着実に実施することが重要であることから、国庫補助・交付金制度の要件緩和や起債制度の拡充などによる十分な財政措置を行うこと。

さらに、近年多発する集中豪雨等により、漁場に流木・沈木が堆積し、操業制限等の影響が生じていることから、流木等の処理に対する財政支援の充実を図るとともに、漁業者等が行う漂流漂着物の回収・処理など水産多面的機能発揮対策に必要な予算を十分に確保すること。

加えて、へい死魚類の漁港等への漂着に伴う水域環境の悪化に対し、管理者等が緊急に行う海水の水質改善対策への支援制度を創設すること。

- (8) 知床遊覧船事故を踏まえ、船舶安全法の告示等改正により、旅客船・遊漁船において、法定無線設備・非常用位置等発信装置・改良型救命いかだ等の安全設備の導入が義務化されたが、遊漁船においてはその適用日が未定となっていることから、今後、遊漁船業者がその準備にかかれるよう、適用日にかかる情報を漏れなく周知すること。

また、安全設備の義務化については多額の設備投資が必要であり、経営規模の小さい遊漁船業者にとっては大きな負担となることから、適用日までに十分な期間を確保するとともに、適用日が決まれば、国の責任において必要な補助事業を予算化し、導入経費の支援を行うこと。

- (9) 海業振興による地域経済活性化に向けて、海業支援事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、海業支援に関する漁港施設等の整備に係る補助の充実などの制度改正を進めること。

【商工労働関係】

1 実質賃金の増加・エネルギー価格高騰への対応について

- (1) 物価上昇に負けない賃上げを実現するため、特に賃上げの原資が十分確保されているとは言えない状況にある中小企業に対して、大企業による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守など、価格転嫁を含む取引適正化の更なる推進や税制及び各種補助金・助成金によるインセンティブ付与等、強力な支援策を講じること。

さらに、実質賃金が持続的に上がる状況を創り出すことが重要であることから、賃金の原資たる付加価値額が増加し労働生産性が向上するよう、中小企業の収益力強化につながる施策の展開や支援機関による伴走支援の体制強化を図ること。

- (2) 経済やエネルギーをめぐる情勢の先行きが不透明な中であって、今後とも住民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるよう、エネルギー価格の動向等に応じて、燃料油価格や電力・都市ガス・LPガス料金の負担抑制策を機動的かつ国として責任を持って全国統一的に実施すること。

また、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、負担軽減策だけではなく、省エネルギー投資やエネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組など、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

2 地域経済の活性化について

- (1) 国の経済財政諮問会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

- (2) 地域におけるオープンイノベーションを促進するため、産学官連携の強化や国・地方公共団体が設置するインキュベーション施設の充実を進めるとともに、成長型中小企業等研究開発支援事業の拡充、研究開発税制やオープンイノベーション促進税制による支援を継続すること。なお、これらオープンイノベーションの促進においては、地域発のイノベーションの取組をコーディネートできる人材が各組織に必要であるため、人材の育成と配置など、体制強化のための支援についても取り組むこと。

また、各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップや中小企業による新しい付加価値の創出に向けて、必要な施設の整備や企業とのマッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、ベンチャー企業への投資規模が拡大するよう、機関投資家への税財政措置等の投資優遇策を充実させるとともに、機関投資家の中間的役割を担うベンチャーキャピタル等の人材確保・育成を行うなど、物的・人的の両面から地方でスタートアップを成長させる実効性のある仕組みへと改善すること。

スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベ-

スとしない・規模の拡大を目指さない等のローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

- (3) デジタル化に未着手又は取組の初期段階の中小企業も一定数存在することから、初期的なデジタル化のニーズの掘り起こしのため、デジタル化診断事業を積極的に展開するとともに、IT導入補助金による技術導入支援を継続すること。
加えて、地域や中小企業内部におけるデジタル人材の育成のため、地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム）を強力に進めること。
- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より多くの中小企業等が脱炭素経営を推進できるよう、カーボンフットプリントを含む温室効果ガス排出量の算定や削減計画策定、省エネルギー診断事業、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入、工場のスマート化等に対する支援を強化すること。
加えて、中小企業の積極的な事業展開を支えるため、生産性革命推進事業等による支援を継続すること。
また、再生可能エネルギーや水素、アンモニア等のクリーンエネルギーの導入加速化を進めるとともに、トランジション期における石油・天然ガス等の安定供給の確保を図ること。その際には、地域や産業の事情による国内格差を生じさせないように十分配慮したものとすること。
- (5) 付加価値の高い製品・サービスを有する中小企業が、更なる成長を遂げ、賃上げや投資の増加を実現させるためには、輸出や海外投資により旺盛な海外需要を取り込むことも重要であることから、海外展開する中小企業の裾野を拡大するとともに、ブランディングや設備投資、知財保護を支援する施策を拡充すること。
- (6) 感染症や自然災害、地政学リスク等の不確実性が高まっている中において、様々な産業において生産拠点等の国内回帰を含む強靱なサプライチェーンを構築する必要があることから、経済安全保障の観点から国が指定する重要物資についての支援はもとより、中小企業のサイバーセキュリティ強化やサプライチェーンの強靱化に対する取組への支援を継続すること。
- (7) 経営課題の解決を図りたい地方の中小企業と自らの経験やスキルを活かしたい都市部の人材とのマッチングを図ることはイノベーションの創出にプラスの影響を与え得るものであるとともに、地方への人材の還流にもつながるものであることから、副業・兼業へのインセンティブを高めるための副業・兼業支援補助金等の支援制度の充実や高度な知見を有する人材の中小企業経営への参画を促す制度の更なる強化を図ること。
- (8) 世界的な旅客機需要は新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、2042年までに現在の約1.6倍と更なる成長が見込まれる中において、世界の航空機サプライヤーとの競争に打ち勝つため、競争力向上や新たな受注獲得に向けた地方が行う取組に対し支援を行うこと。また、2024年4月に策定された航空機産業戦略に基づき、海外主要OEMと伍する立場としての完成機事業の創出に向け、ロードマップに示した取組を強力に推進すること。

(9) 半導体は産業のコメと言われ、大きな経済効果、雇用創出が見込まれるとともに、経済安全保障の要でもあり、国内生産を長期的、安定的に確保することから、次世代半導体の製造拠点の円滑な整備や、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向けた取組を推進すること。

また、パワー半導体、アナログ半導体、半導体製造装置・部素材及びこれらを構成する重要な部品・素材等並びに原料の製造基盤の強化に対しても幅広く支援を行うこと。

(10) 対日直接投資は、内外資源の融合によるイノベーションや地域での投資拡大・雇用創出を通じて、日本経済の成長力強化にも貢献することから、グローバル企業の誘致に取り組む地方に対し、国も一体となって重点的に支援すること。

(11) 令和6年4月から適用された自動車運転の業務・建設事業における時間外労働の上限規制について、法令遵守の徹底を図ることはもとより、物流における輸送力の確保や着実なインフラ整備に影響を及ぼすことがないように、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定と労働者の賃金水準の向上を支援すること。

また、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方にあっては、競争力の低下による地域経済への打撃が懸念されることから、こうした地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

3 中小企業の振興について

(1) 物価高騰等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な運用、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和の継続、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じること。

また、円滑な事業再生を支援するため、中小企業再生ファンドについて、支援を必要とする事業者の掘り起こしを行う「プッシュ型の支援体制」の構築や必要に応じた追加出資を行うとともに、民間金融機関による資本金劣後ローンの取扱いが広がるよう信用保証制度の創設などを講じること。

(2) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業の経営改善につなげる観点から、保証料率・保険料率のあり方の検討を進めること。

また、都道府県が「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」への対応や実質無利子・無担保融資及び独自の資金繰り支援を実施するにあたり必要となる、信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給、信用保証料補給等については、都道府県の財政負担が大きいことから十分な支援を行うこと。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への信用保証料補助等のため積み立てた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財

源とする基金について、借換えの増加に伴い基金の積立期限終了時点で余剰金が見込まれる県もあることから、借換え後の資金も基金の対象とするなど運用の弾力化を図ること。

- (3) 地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。

また、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。特に、厳しい経営状況にある小規模事業者における販路開拓等による生産性向上を図る観点から、持続化補助金は十分な予算を確保すること。

さらに、社会・経済の変化に対応するための思い切った事業の再構築や省人化投資に対する支援の継続・充実を図ること。

- (4) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、非上場株式や事業用資産の引継ぎに伴う税制上の優遇措置の拡充、各種申請手続の簡素化など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、後継者による経営革新に向けた挑戦を後押しすること。

また、事業承継税制の認定件数が増加していることから、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じるとともに、全国規模での申請手続や認定事務の電子化、定期的な担当職員への研修により、適正化・効率化に向けた環境の整備を行うこと。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。

また、商工指導団体による事業者への伴走支援がさらに重要度を増していることから、都道府県が商工指導団体の支援体制の強化に十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政支援を複数年度にわたり拡充すること。

加えて、地域の中小企業・小規模事業者の支援拠点である商工指導団体施設の多くが老朽化していることにより、災害時の相談対応や炊き出し、物資提供等の拠点として十分に機能を発揮することが困難になってきている。地域の拠りどころである施設を地域における社会資本と位置づけ、災害のほか、まちづくり拠点、インキュベーション施設等の機能の強化が図られるよう、耐震化、浸水防止並びに機能強化を目的とした集約化に伴う、移転・解体を含む費用に対しても十分な財政支援を行うこと。

- (6) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、昨今の金利情勢や民法改正、他省庁の遅延利息の率等を踏まえ、新規貸付分にかかる違約金の利率について検討を行うこと。

- (7) 中小企業の経営革新への取組を支援するため、経営革新計画承認企業に対し、資金調達や販路開拓などの支援措置を一層充実すること。

(8) 近年、多発している自然災害や新興感染症の感染拡大等に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、税制措置の充実を図ること等により事業継続計画（BCP）の策定によるリスクマネジメントの強化を支援すること。

また、災害が発生した際の中小企業関係の被害状況報告については、各商工会議所・商工会が被災企業の状況を調査し、都道府県が取りまとめ、地方経済産業局へ報告しているが、デジタル化により、これらの調査・報告を迅速・円滑に行うことができる全国統一システムの導入を早期に行うこと。

(9) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

(10) 原材料・エネルギーコストの高騰に加え、特にコロナ禍からの回復を受けて企業の人手不足感は高まっており、中小企業は厳しい状況に置かれている。原材料・エネルギーコストや労務費の増加分の適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業との取引の適正化に向けて、下請取引の監督及び実効性ある下請事業者の支援対策を強化すること。

4 雇用対策及び労働の質の向上について

(1) 中小企業が生産性を高め発展的な事業継続を実現する上で、人手不足への対応も喫緊の課題となっていることから、賃上げによる人材確保の取組のみならず、働きやすい職場づくりや社員のリスクリング、省人化投資への取組等に対する支援の強化とともに、自治体を実施している学生等の地元就職支援やU・I・Jターン、産業人材育成等の取組に対する財政支援の拡充を図ること。

(2) 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、デジタル分野の強化や委託先の民間教育訓練機関等が提供するオンライン訓練の受講に必要な通信環境への支援の充実を図ること。併せて、物価や人件費が高騰する中、引き続き、民間教育訓練機関等に安定して離職者向け職業訓練を委託できるよう、委託費の上限単価の見直しを図ること。

さらに、在職者向け訓練について、教育訓練給付のオンライン・土日・夜間の講座の拡充を図るとともに、人材開発支援助成金等の事業主に対する支援の充実を図ること。

また、在籍型出向制度については、出向によるスキルアップが復帰後の出向元へのフィードバック効果を生み出す点を踏まえ、支援の拡充を図ること。

(3) 育児・介護や地域活動など働く人それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるため、人材確保等支援助成金（テレワークコース）やIT導入補助金等の支援策の充実によりテレワークを促進するとともに、フレックスタイム制や時間単位の年次有給休暇制度の導入を一層推進するため、勤怠管理の煩雑さの解消につながる支援策の充実等を図ること。

併せて、労働契約関係の明確化やキャリアアップ助成金等により多様な正社員制度の普及を図ることで、中小企業における柔軟で多様な働き方を推進すること。

また、企業の本社機能等の地方移転やサテライトオフィス設置に係る取組を促進し、若者・女性が活躍できる雇用の場を創出すること。

(4) ワーク・ライフ・バランスと同一労働同一賃金の実現のため、働き方改革推進支援助成金等による長時間労働の是正を進めるとともに、監督強化による非正規雇用労働者に対する不合理な待遇差の禁止徹底やキャリアアップ助成金等の活用による非正規雇用労働者の処遇改善を図ることで、中小企業における働き方改革を推進すること。

(5) 女性が自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな職業生活を送ることができる社会の実現が必要であり、そのために男女いずれも家庭生活との両立ができるように出産・育児や保育に係る施策の充実はもとより、企業が行う円滑な育児休業の取得や職場復帰、代替要員の確保などを図る仕組みの整備への支援を強化すること。

また、「えるぼし認定」や「くるみん認定」の取得を促進するためのインセンティブの充実、男女間の賃金格差是正の取組への支援、企業の両立支援や女性活躍に関する情報の開示の促進を図ること。

(6) 就職活動様式の変化や景気動向の見通しが立ちにくい状況下にあつて、今後も新規学卒者や既卒未就業者の更なる採用増加を図るため、ハローワークによる支援や中小企業とのマッチングの強化を図ること。

また、若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。

(7) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業に対して、65歳超雇用推進助成金や高年齢労働者処遇改善促進助成金を拡充するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。

(8) 企業の規模や産業（業種）にかかわらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発、障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、雇用する企業に対するトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金等の拡充により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加する等施策の充実を図ること。

(9) 就職氷河期世代に対する取組については、真に実効性のあるものとするため「就職氷河期世代支援プログラム」の「第二ステージ」が終了する令和6年度以降もプログラムの延長や見直しを検討するとともに、引き続き、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への就業・職業訓練・リカレント教育・職場定着の支援、ひきこもりの状態にある者や生活困窮者への支援について、国が責任を持って取り組むこと。

また、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援を地域の実情に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体の取組について、必要な財源措置を講じること。

- (10) 外国人材について、国内における産業を支える人材不足を踏まえ、在留資格「特定技能」に係る1号及び2号の対象分野に企業等の実情を反映した特定産業分野を追加するほか、現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、地域の実情に応じた経過措置の設置及び新制度の内容や手続等に関する事業者等に対する十分な情報発信・相談対応の実施とともに、特定地域への外国人材の偏在防止、外国人材への人権侵害の防止及び地域ニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながるような制度運用を行うこと。また、在留資格の制度の見直し等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の労働需給の状況や、地方公共団体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映するとともに、在留資格の取得や変更手続における提出書類や記載事項の省略など、一層の簡素化を図ること。

さらに、技能検定試験が円滑に受検できるよう在留資格や地域の実情等に応じて試験日程や試験回数の制限等について見直しを行うとともに、特定技能評価試験、介護福祉士・看護師国家試験の受験者への配慮として、日本語のほか多言語による表記を併用し選択可能とするなどの受験しやすい環境整備を行うこと。

加えて、「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格において、事業者等の実情を反映し、外国人材が従事可能な業務の緩和等を行うこと。

また、地方公共団体の施策立案に資するよう、統計情報の充実を図るとともに、地方公共団体側が必要とする情報の提供を柔軟に行うこと。

- (11) 都道府県が実施している技能検定制度について、国が定める標準的な手数料を物価情勢等に応じて見直すとともに、令和4年度・令和6年度と相次いで縮小変更されている若年者に対する技能検定手数料の減免措置に係る国の補助対象範囲・額を令和3年度まで対象としていた「2級・3級の実技試験を受検する35歳未満の全ての受検者へ9,000円を補助」に復元・拡充することでものづくり分野に従事する若年者の確保・育成を進めること。加えて、「技能向上対策費補助金」の十分な予算確保を含め、技能の振興や継承に対する施策の充実を図ること。

また、若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）についても、高校生等が熟練技能者の指導を受ける十分な機会を確保するため、必要な財源措置を図ること。

【消費生活関係】

1 消費生活相談体制等の充実・強化について

- (1) 消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち、地方消費者行政推進事業については、活用期限までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。

また、消費生活相談員の人件費について、今後、多くの自治体が交付金の活用期限を迎えることにより、消費生活相談員の任用が継続できないなど、地方消費者行政の衰退のおそれがあるため、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討するとともに、消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金制度の創設を行うこと。

さらに、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、使途の拡充及び少額な事業に係る変更事務の簡素化など、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度に改善を図ること。

- (2) 消費生活相談のデジタル化に係る新システム構築や、デジタル化を契機とした自治体間の広域連携及び相談員の役割分担については、自治体の意見を十分に聴取し、その意向を踏まえ、相談業務の実情に即した制度設計とすること。

また、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修を円滑に進めるため、自治体の予算要求に支障がないよう、早期に詳細な情報提供を行うとともに、不具合が生じた場合に対応できるよう、システムの試行をなるべく早期に開始すること。

さらに、新システム導入にあたっては、現行のPIO-NETが国において端末・回線を調達・運用し無償貸与してきた経緯を踏まえ、自治体の負担増につながることをしないよう、端末・回線等の調達・運用やセキュリティ対策経費を含めた十分な財政支援を行うこと。

併せて、相談現場で混乱が生じないよう、国と地方自治体の実務者レベルで情報共有や情報交換を緊密に行うことのできる場の設定や、消費生活相談員等に対する操作研修等の充実を図ること。

- (3) 「旧統一教会」問題への対応をはじめとする靈感商法等の被害者への対応について、従来の消費生活相談の枠組みでは対応が困難な複雑化・複合化した課題への対応が必要であることから、引き続き、専門相談窓口を設置し、その利用やトラブルの未然防止等について広く国民に周知するとともに、不当な勧誘により寄附をした者やその家族の被害回復等が図られるよう、関係機関の連携による重層的な支援に継続して取り組むこと。

2 食の安全安心の確保について

食の安全安心については、消費者の健康の保護が最重要であり、消費者に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって消費者の現在及び将来にわたる健康の保護を図る必要がある。

今般の機能性表示食品に起因し発生した健康被害事案を踏まえ、今後、このような事案が発生しないよう、機能性表示食品、栄養機能食品及び特定保健用食品に対する健康被害情報の届出の義務付けなど、食の安全安心を確保する観点から制度全体の見直しを行うこと。

なお、制度全体の見直しにあたり、国の責務において、監視指導體制を強化するとともに、健康被害情報の届出について、地方公共団体に対し十分な人的及び財政的支援を講ずること。

【国土交通・観光関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

(1) 地方創生を支える社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

一方、昨年11月の「令和6年度予算の編成等に関する建議」においても、社会インフラが概成しつつあると示されたが、地方においては全くその実感はなく、いまだに高規格道路のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

他方、人口減少・少子高齢化の急速な進行やデジタル・オンラインの活用による時間と場所に捉われない働き方の普及など、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタル田園都市国家構想総合戦略において「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現が掲げられている。

また、グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、経済安全保障の観点から国際競争が激化する中、第三次国土形成計画（全国計画）において「持続可能な産業への構造転換」が国土の刷新に向けた重点テーマに位置付けられている。

以上を踏まえ、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を図るとともに、地域の特性を活かした成長産業の全国的な分散立地等を促進するため、企業のニーズも踏まえつつ、立地・設備投資を誘発するなど経済活動を支える道路、港湾、工業用水等のインフラの円滑かつ機動的な整備を推進するなど、日本全体の成長につながる基盤整備を含めた分散型国づくりを戦略的に進めること。

また、2025年日本国際博覧会（大阪府大阪市）、2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

中長期的な見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、資材価格の高騰等も踏まえた必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

加えて、社会資本整備を支える担い手不足への対応として、労働者の処遇改善とともに、ICTの活用やBIM/CIMの推進、データ連携基盤の構築などDXを加速させ、建設産業における生産性向上や働き方改革等に資する施策を一層推進すること。

(2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、新型コロナウイルス感染症の影響以降、利用者が減少していることに加え、昨今の燃料費高騰により、経営に深刻な打撃を受け、地域公共交通ネットワークの維持が難しくなっている。引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、広域交通ネットワークの基盤である航空・空港関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの充実に向け積極的な政策を実施すること。

地方空港における国際線の誘致を後押しするため、航空会社にとって固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の事務所の賃借料やグランドハンドリングに係る費用への補助、着陸料の減免など、路線の維持・回復に必要な支援を実施すること。

加えて、空港やターミナルビルの運営会社においても、航空会社同様厳しい経営状況に置かれていることから、持続的・安定的な空港運営に向け、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減や、コンセッション空港における、運営権対価分割金の支払い猶予、空港施設の整備に関する無利子貸付、空港運営事業期間の更なる延長などの支援を行うとともに、事業継続のための直接的な補助などの支援についても実施すること。また、着陸料等の収入が少ない地方管理空港等に対しても管理・運営に係る経費の支援を実施すること。

さらに、国際線の受入再開及び拡大に伴い課題となっているグランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保に向け、航空・空港人材確保等の対策を継続して実施するとともに、航空燃料の安定的な供給のための措置を講じること。

また、国において、空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性が示されているが、今後の具体的な検討に当たっては、地方航空路線を維持していく必要がある地方の実情等に十分に配慮するとともに、特に、費用負担や責任の所在のあり方等の見直しに当たっては、地方管理空港を所管する自治体の負担が増加しないよう、国において必要な措置を講ずること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的・安定的な推進について

- (1) 我が国では、気候変動の影響等により豪雨や大雪等の大規模な自然災害が毎年のように相次いでいる。また、令和6年能登半島地震が発生し、ライフラインの寸断など甚大な被害が発生した。さらに、社会インフラの老朽化による機能不全も各地で発生している。

こうした中、地方においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」という。)を積極的に活用しながら、ハード・ソフト両面で災害予防の徹底に取り組んでおり、被害を回避・軽減する事例も確認されるなど、着実に効果を積み上げている。

これまで、補正予算において措置されてきたところであるが、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、財政支援や地方財政措置の充実・強化を図ること。

さらに、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」及び「緊急防災・減災事業」については、国土強靱化に資する取組であるため、期限を延長すること。

加えて、令和6年能登半島地震のような地震災害は、日本全国どこにでも起こりうる可能性があることから、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、当初予算を含め、速やかに必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- (2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

施設等の災害復旧事業については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、更なる改良復旧事業の適用範囲の拡大や、災害査定時における測量・設計等に要する費用補助制度の拡充など必要な措置を講ずること。

また、災害に強い道路ネットワーク構築の加速化・深化を図るために、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や法面对策、橋梁の耐震対策を進めること。あわせて、発災後の迅速な復旧復興を支援する道の駅や公園等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進すること。

さらに、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充や災害対応に必要な資機材の更なる確保を図ること。

加えて、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく、地籍調査を着実に推進するため、国において必要な予算を十分に確保するとともに、地方負担の軽減や効率的な調査手法の導入推進を図ること。

- (3) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害に備えるために、「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備や河道掘削、ダムの建設はもとより事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、雨水貯留施設や下水道等の整備などの流域全体において水災害を軽減させる対策をより一層加速すること。

また、流域治水の取組を強力に推進するための流域治水関連法の整備を受け、河川への雨水の流出抑制や、民間施設等も活用した流域における貯留・浸透機能の向上を図るため、地方公共団体や民間事業者の行う雨水貯留浸透施設・グリーンインフラ等の整備に対する支援制度の充実を図ること。

さらに、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりなどの取組を強力に推進すること。

- (4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに備え、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設、津波避難タワーなどの整備に必要なかつ十分な予算を確保し、着実に推進すること。

特に国民の生命や暮らしへの被害を最小限に抑えるための住宅・建築物、上下水道の耐震化は、令和6年能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

- (5) 港湾機能の強化や高規格道路のミッシングリンク解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立並びに、広域及び地域におけるネットワークのリダンダ

ンシーの確保・確立に必要な対策等を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

また、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえて取り組むこと。

- (6) 北海道・東北・北陸地方や近畿・中国地方の日本海側を中心とした近年の大雪等を踏まえ、国においても予防措置や被災時の交通確保等のため、支援体制の強化をはじめとした取組の推進を図ること。特に豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等に対する必要な予算を確保し、5か年加速化対策等により着実に推進するとともに、国土強靱化実施中期計画に、これら雪国特有の課題等に対応するための施策を盛り込むこと。

3 社会インフラの老朽化対策の確実な推進について

今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。そのため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算・財源を措置すること。あわせて、定期点検及び診断を適切に実施するため、定期点検等が補助・交付金の対象になっていない施設について、補助・交付金の対象にすること。また、その際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充など、地方への十分な財源措置を講ずること。

加えて、維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進や技術者の育成などを含め、インフラメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

4 道路整備の推進等について

- (1) 高規格道路の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、激甚化・頻発化する自然災害に対応していくためにも、ミッシングリンクの解消、代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワーク化、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高規格道路が国土をつなぐ幹線道路ネットワークとして、シームレスなサービスレベルを確保するよう、国の責任において早期整備を図るとともに、地方が行う高規格道路の整備推進のため、補助事業による重点支援を行うこと。

また、高規格道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。そのため4車線化については「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、無料区間においても、必要に応じて機能強化を図りつつ、維持管理を確実に実施するため、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討を進めること。あわせて、事故防止対策や逆走防止対策等、高規格道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

- (2) 高速道路の利活用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等の整備について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。
- (3) 高速道路料金については、首都圏、近畿圏及び中京圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入された。その分析・評価を行うとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動を踏まえ、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。
また、地方においても、必要なネットワーク整備のスピードアップを図るとともに、利用者ニーズを考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。
- (4) 有料の高速道路の良好なインフラを持続的に利用するため、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強などの機能強化を着実に進めること。
- (5) 早期のETC専用化の実現に向け、ETCの普及促進やクレジットカード非保有者等への対策を推進するとともに、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めること。
また、いわゆる「2024年問題」等に伴うドライバー不足が深刻な問題となっていることから、物流DXの推進等による物流システムの効率化を図るため、高速道路での自動運転を実現するための新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。
- (6) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分に反映すること。また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- (7) 無電柱化は景観形成・観光振興に加え、自然災害発生時における迅速な避難・救助、物資供給等に向けた緊急車両の通行確保の観点からも重要である。そのため、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算の確保や更なるコンパクト化を図る技術開発、低コスト手法等に関する規制緩和等を行うとともに、直轄国道の無電柱化を着実に進めること。
- (8) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した通学中の児童が犠牲となる痛ましい交通事故等を踏まえ、通学路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、令和4年度に創設された交通安全対策補助制度などにより、地方公共団体が行うソフト対策の強化とあわせた交通安全対策について、技術的な支援や、補助制度の拡充等を含めた財政的な支援を着実に推進すること。

5 港湾整備の推進等について

(1) 我が国の成長力・国際競争力の強化はもとより、サプライチェーンの強靱化を図るため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路に加え、国内フェリー・RORO船航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナル、農林水産物の輸出促進、洋上風力発電の導入促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。

また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。

(2) 日本における国際クルーズの受入が再開し、クルーズ船の寄港増加が期待されることから、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

また、寄港地への高い経済効果が期待される大型のプレジャーボートの受入環境の整備を推進すること。

さらに、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

(3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。

特に半島地域や離島地域など交通網が脆弱な地域では、令和6年能登半島地震において、港湾が被災地への緊急物資輸送の拠点として機能したことを踏まえ、港湾整備への支援を強化すること。

また、自然災害発生時における臨港道路の通行確保や停電対策等に資する離島の臨港道路無電柱化への支援強化を図ること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度については、対象施設の拡充など一層の支援強化を図ること。

(4) 我が国の産業や港湾の競争力強化と地域の脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾における脱炭素化に取り組む必要がある。脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の港湾周辺立地企業等への供給と一体となった受入環境の整備等を行うカーボンニュートラルポートの形成を推進するために、港湾脱炭素化推進計画等に伴って整備する港湾施設に必要な予算・財源を確保すること。

(5) 港湾の生産性向上と良好な労働環境の確保を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。

(6) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）、「北陸新幹線の取扱いについて」（令和2年12月16日 国土交通大臣）及び「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて（令和4年12月23日 国土交通大臣）」に基づき、早期完成・開業を図ること。

また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、引き続き、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを検討し、所要の対策を講ずること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。

加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。

特に、リニア中央新幹線については、品川・名古屋間の早期整備を促進するとともに、全線開業の前倒し及び三重・奈良・大阪の概略のルート・駅位置の早期確定を図るため、名古屋・大阪間の環境影響評価法に基づく手続に着手できるよう、沿線自治体と連携して、必要な指導、支援を行うこと。

加えて、整備新幹線の整備が進捗していることや、基本計画路線について、骨太方針2023で、「今後の方向性について調査検討を行う」と明記されたことを踏まえ、整備計画路線への格上げに必要となる「法定調査」を早期に実施し、新幹線の整備促進を図ること。

- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた方向性に係る調査検討を着実に進め、都市間を結ぶ幹線鉄道的高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄道の新規整備を図ること。

また、都市圏の活性化の観点から、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに、鉄道ネットワークの構築によるリダンダンシーの確保や、運行の安全性の向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、新型コロナウイルス感染症の

影響以降、利用者が減少していることに加え、燃料費高騰の影響を受けて厳しい環境にあることから、将来にわたる維持・確保及び充実に図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、引き続き、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずるとともに、補助制度の見直しを行うに当たっては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。

特に、バス路線に係る地域公共交通確保維持改善事業については、地域キロ当たり標準経常費用や補助対象経常費用見込額の 20 分の 9 を限度とするカット措置等を見直しなどを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

また、J R 北海道や J R 四国、第三セクター鉄道等の地域鉄道事業者をはじめ、地域公共交通を運行する事業者の多くは経営基盤が脆弱であることから、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から 30 年以上経過した路線や、整備新幹線の開業に伴い J R から経営分離され老朽施設を譲り受けた並行在来線であり、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講ずること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営が悪化している J R 本州 3 社及び九州についても、引き続き地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、一定の経営支援を講ずること。

- (2) 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、J R 各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。また、同社を含む鉄道事業者側の事情・判断のみによって鉄道路線の廃止等がなされることがないように、再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。

加えて、再構築協議会等において、関係者で合意された取組に対し、その持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「J R 各社がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限協力を行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、十分な支援額を確保すること。

さらに、国鉄改革から 30 年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証するとともに、J R の役割も考慮した上で地域が一体となり進める利用促進の取組への支援や、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿の検討を行い、実効性のある措置を講ずること。

国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、現在の J R 各社の経営状況や、事業構造及び内部補助の考え方等を踏まえ、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうねり方向性を示すこと。また、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

- (3) 地域公共交通制度について、バスやタクシーなどの活用による公共交通不便地域の解消に向けた地方公共団体の取組に対する財政支援の充実など、必要な支援

を検討すること。特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方公共団体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

- (4) タクシー不足への対応として運用が開始された、地域の自家用車・ドライバーを活用した自家用車活用事業や改善された自家用有償旅客運送については、安全性の確保や運行・労務管理の実施状況などの把握を行いつつ、地域におけるタクシーの需給状況等の実情に応じて、柔軟に利用できるよう更なる見直しを図るとともに、必要な財政支援を行うこと。

また、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うことを位置付ける法制度については、安全性の確保を大前提として、運送責任の所在やドライバーの柔軟な働き方などについて十分な議論を行うとともに、現在の自家用車活用事業等の実施状況、地域の声やタクシー事業者の意見を踏まえ、地域の実情を反映できる制度とし、全国一律の規制緩和は拙速を避けて行うこと。

なお、国家プロジェクトである 2025 年日本国際博覧会が開催される大阪府においては、期間中に円滑な移動が確保されるよう、速やかに更なる規制緩和等を行うことにより、爆発的に増加する移動需要への対応策を講ずること。

- (5) 地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしている運転手をはじめとする要員不足の解消に向け、二種免許取得費用の支援を継続するとともに具体的な策を講ずること。

また、自動運転や空飛ぶクルマをはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うとともに、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。

さらに、自動運転車両の社会実装を速やかに進めていく上では、安全性の確保はもとより、国民や地域の社会受容性を高めることが重要であることから、自動運転の社会実装によって国民や地域が享受できるメリットを分かりやすく情報発信する機会を拡大し、機運醸成を図るほか、住民理解の促進に取り組む地方への支援や事業者支援を行うこと。

- (6) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系 IC カード等のキャッシュレス決済の導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに、光ファイバーや 5 G 基地局などデジタル基盤の整備が全国津々浦々で整備され、低廉な通信サービスが提供される環境を整えることで、日本版 M a a S の早期実現と普及を図ること。

- (7) 内航フェリーや R O R O 船をはじめとする貨物船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、航路と競合する高速道路料金の割引が継続されたことや昨今の原油価格高騰並びに S O x 規制強化に伴う燃料価格の上昇の影響を受けて厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講ずること。

- (8) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。
- (9) 子育て世帯から高齢者、障がいのある方、大きな荷物を持った旅行者など誰もが安全・安心で快適に利用できる交通環境の整備を図るため、ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた支援を推進すること。

8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災をはじめとした震災復興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 訪日外国人旅行者の本格的な回復に向け、需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。観光消費額の高い客層の需要を地方においても取り込めるよう、高付加価値の旅行商品造成への支援、M I C Eの誘致、訪日プロモーション等に取り組むこと。
また、2025年日本国際博覧会（大阪府大阪市）や2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、東京2025世界陸上競技選手権大会及び第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）やワールドマスターズゲームズ2027 関西などの国際的な博覧会・スポーツ大会の開催を地域経済活性化の好機と捉え、地方の魅力的な観光素材を効果的に発信するとともに、陸・海・空の周遊パスを創設するなど、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講ずること。
- (2) 早期の国際線受入拡大のため、国際定期便が就航している地方空港については速やかに検疫飛行場に指定するとともに、全ての地方空港・港湾における検疫、税関、出入国管理の人員体制を迅速に拡充すること。また、出入国手続きについて、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリング・保安検査等の空港業務の持続的な発展に向け、人材確保やDX等の取組を推進すること。
さらに、地方空港において、新規就航等の実現や運休路線の運航再開を促進するためには、令和5年度まで実施されてきた訪日誘客支援空港への着陸料等の支援も必要であることから、早期に支援を再開するとともに、割引率・補助率の引き上げや1空港あたりの支援上限額の撤廃、グランドハンドリング等の運航経費支援等、支援内容を拡充させること。また、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、

訪日外国人旅行者向け国内線割引運賃の認知度向上など、積極的な訪日誘客対策を実施すること。

- (3) 地方への誘客拡大を図るため、国内外から訪れる観光客の多様なニーズに応じ、アドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズム、ユニバーサルツーリズム等の推進、ワーケーションなど「新たな旅のスタイル」の普及・定着、スノーリゾート形成支援、観光周遊ルートの整備のほか、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等の資源を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げの取組を支援するとともに、誘客プロモーションの支援などを行うこと。

また、受入環境整備も不可欠であるため、外国語併記の観光案内標識の設置促進、観光施設や道の駅等のキャッシュレス促進、無料公衆無線LANの整備促進、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進、災害時の情報伝達等緊急時の対応などの施策を進めること。

あわせて、オーバーツーリズムの解消や分散型旅行の促進、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援に取り組むこと。

- (4) 観光産業が稼げる産業となるため、宿泊施設の改修や旅行商品の造成など高付加価値な観光地域づくり支援等に加え、人材確保やDX活用等による生産性向上など、構造的課題を解消するための施策を講ずること。

また、観光地域づくりの司令塔となる「観光地域づくり法人(DMO)」の形成・確立に対する支援に加え、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できるよう、機能強化に向けた取組を進めること。

- (5) 観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴って引き続き実施される建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講ずること。

- (6) 令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。

- (7) 国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

- (8) 特定複合観光施設(IR)の実現は、観光関連産業や地域経済の活性化に大きな役割を果たすことが期待される。日本型IRによりもたらされる高い政策効果が最大限に発現されるよう、区域認定後のIR整備に対する総合的な対策を講ずること。あわせて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、IR整備に際しては、懸念されるギャンブル等依存症について、国として地方公共団体等とも連携した対策を講ずること。

- (9) 令和4年4月23日に発生した知床遊覧船所有の観光船の海難事故を受け、(知床遊覧船)事故対策検討委員会が取りまとめた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に基づき、観光船事故再発防止のための必要な措置を講ずること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域及び辺地、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を活かした持続的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。

とりわけ、過疎地域は集落機能の低下など極めて深刻な状況に直面しており、引き続き総合的な過疎対策を実施し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る必要があることから、過疎対策事業債の必要額の確保をはじめ、過疎対策に係る支援措置の更なる充実を図ること。

また、令和6年能登半島地震で明らかになった半島地域の脆弱性の改善に向けて住民が安心して暮らし続けられるよう、被災地の復旧・復興対策を含め支援策を強化すること。加えて、半島や離島など特定地域の防災・減災対策に必要な予算・財源を十分に確保すること。

さらに、令和6年度末で期限切れとなる半島振興法、山村振興法及び棚田地域振興法を延長し、支援措置の充実を図ること。

- (2) 離島地域の振興に向けて、産業基盤及び生活環境等に関する本土との格差是正を図るため、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講ずること。

特に、新型コロナの5類移行に伴い、人や物の流れが回復してきていることを踏まえて、離島住民の運賃低廉化及び物流コスト支援に係る交付金の所要額を確保するとともに、原油価格高騰に対応するための輸送コスト支援事業の特例的な交付率の嵩上げなど、社会経済情勢の変化に応じた支援制度の拡充を図ること。

また、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

- (3) 地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立や事業を推進し、これから更なる活用が期待される組合活動に支障が生じないように、特定地域づくり事業推進交付金の十分な予算額を確保し、財政措置の拡大を図ること。

令和5年地方分権改革に関する特定地域づくり事業協同組合制度に係る提案事項である組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大や、組合の区域外派遣について、制度趣旨に沿い、その見直しの実現に向け、速やかに検討を進めること。

また、組合の更なる設立や事業の推進を図るため、制度の周知の取組について強力に推進すること。

11 盛土等に伴う災害防止に関する推進について

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、同法に規定する事項とする）の基礎調査について、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方公共団体の果たす役割が大きく事務負担の増加が懸念されるため、令和6年度までとされている法に基づく基礎調査にかかる交付金の補助率嵩上げ措置の令和7年度以降の継続や、法運用のために必要な人員に対する交付税措置の拡充など、必要となる予算の措置や技術的な支援、隣接都府県間の調整等について、国の責任において確実にを行うこと。さらに、盛土情報や全国の規制区域等のネットワークシステムを構築すること。
- (2) 盛土等に関する工事等の許可について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化や、広く国民に対して十分な制度の周知、普及啓発に率先して努めること。
また、地方公共団体が行う許認可の審査など、新たな事務が円滑にできるようなシステムの開発及び地方公共団体への提供並びに必要となる予算措置を行うこと。
加えて、手数料の収入で賄うことができない、協議や届出、不法・危険盛土への対応等に必要な財政的支援を行うこと。
- (3) 盛土等に関する工事等について、新たに中間検査・完了検査等の事務が増加するため、円滑に業務が遂行できるようオンラインシステムの構築や外部委託による検査等も含め措置を講ずること。

【社会保障関係】

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量との差に係る要因の分析及び評価などにあたっては、具体的な分析・評価の手法や定量的な基準のモデル事例を示す等、各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域医療の確保に向けた取組の推進にあたっては、地方の主体性を尊重し、丁寧に協議をしながら、慎重に進めるとともに、病床設置の特例制度に係る要件の緩和など、地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。

さらに、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、所要額満額の交付及び将来にわたり必要な財源の確保を図るとともに、救急医療等の実態や、災害時に地域医療機能を担う病院の耐震化の現状に即して補助基準の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるように見直すこと。また、令和8年度以降の構想実現に向けた取組に対して、地域医療介護総合確保基金等の財政支援の方針を早期に明らかにすること。

あわせて、地域医療介護総合確保基金の配分にあたっては、地域における実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に地域医療構想の進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新たな地域医療構想については、今後、国において、現在取り組んでいる病床の機能分化と連携の推進に加え、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等の推進等を含め、中長期的課題を整理して検討を行うこととされているが、都道府県における新たな構想の策定にあたっては、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策等について、市町村、地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴取し、幅広い関係者で検討する等、これまで以上に、丁寧な協議プロセスが求められることから、都道府県に対し、ガイドライン等を早期に発出するとともに、策定に必要なデータを提供すること。

ウ 新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、施設・設備の整備や感染症専門医をはじめとした人材の養成・確保、個人防護具等の備蓄など、感染症危機に備えた体制整備に取り組む医療機関や都道府県等への技術的支援及び財政支援を継続・拡充すること。

あわせて、重症・中等症患者の受入については、今後の新興感染症の感染拡大にも対応できるよう、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

また、感染症病床等を有する公的病院等以外の医療機関への補助について、特別交付税の算定対象となるよう制度を拡充すること。

エ 外来機能の明確化・連携強化のための外来機能報告や「紹介受診重点医療機関」が十分に機能するためにも、診療報酬の加算や定額負担等を含めた紹介受診重点医療機関制度の趣旨や医療機関・患者双方のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

また、病床機能報告及び外来機能報告については、地域医療構想調整会議や地域における紹介受診重点医療機関設定の協議のため、国が調査委託し都道府県に還元するとしている報告内容について、未報告医療機関や許可病床等との不整合データの解消を図るほか、紹介受診重点医療機関設定の協議準備に要する期間を確保するため、早期の情報提供・還元を行うとともに、地域の実情に応じた協議期間の設定について配慮すること。

さらに、令和7年4月施行となる「かかりつけ医機能報告」について、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することの確認や必要な機能を確保する具体的な方策の検討、地域での協議等において、都道府県が実務を担うこととされていることから、その具体的内容について、早期に示すこと。

オ 医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬のあり方も含め引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。また、エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講じること。加えて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても、同様に経営安定化のための財政支援等の必要な支援を行うこと。

また、介護・福祉サービス事業所については、新興感染症の発生・まん延等に備えた平時からの取組に対して必要な支援を行うこと。とりわけ、在宅系サービスなど小規模な事業者に対しては、感染症発生・まん延時の利用者減が経営に直結することから十分な財政支援を行うこと。

なお、医療機関等に対する新たな支援制度を設ける際には、医療法において医療を提供する施設として位置付けられている薬局に対しても、漏れなく支援対象とすること。

カ DMA T及びD P A Tの活動要領に感染症に関する支援業務が追加されたことを踏まえ、大規模災害時の感染症対応等において、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。あわせて、緊急時に備えた資機材整備に対する支援を具体的に措置すること。

キ 自治体病院などの地域の拠点病院は、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など地域において重要な役割を果たしている。特に、中山間地域や離島においては、診療所医師の高齢化や後継者不足により一次医療の維持・確保が課題となっており、診療所を支援する役割も、より一層重要になっている。その使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。

ク 公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る病院事業債（特別分）の交付税措置や医師派遣等に係る交付税措置については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの策定に伴い、新たな財政措置等の取扱いが示されたところであるが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債（特別分）の交付税措置率を引き上げるとともに、引き続き、地域の実情に応じた取扱いを可能とするよう適用要件の緩和を図ること。

また、新興感染症の発生・まん延時等に備えた平時からの取組については、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの中で示されたところであるが、新たな財政措置等の取扱いが示されている病床の機能分化・連携のための取組と同様に、感染症の発生・まん延時に対応できる施設・設備の改修費や専門人材の確保・育成等についても、必要な財政措置を図ること。

ケ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、令和元年10月の引上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

コ 医療機関のサイバーセキュリティは、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が指定する重要インフラに位置付けられ、一般的なセキュリティ以上の対策が求められているが、現在の診療報酬はこうしたセキュリティ対策に必要な費用を全く評価していないことを踏まえ、国において、公的・民間を問わず全ての医療機関等がサイバーセキュリティ対策を講じられるよう診療報酬のあり方も含め、公的補助金の創設等必要な支援を行うこと。

また、医療DXの推進にあたり、ハード面におけるセキュリティ対策のみならず、医療情報等へ不正なアクセスを防止するため、医師資格を電子上で証明する手段として、日本医師会が発行する医師資格証の普及促進を図る等、安全な運用に資する取組について国主導で万全な対策を講じること。

サ 医療分野でのDXを通じた医療サービスの効率化・質の向上を図るため、電子カルテシステムの導入や更新への支援などによるデジタル環境の整備を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応における課題等も踏まえ、電子カルテ情報の標準化や感染症に関するシステムと保健・医療・介護分野のシステムとの連動性の向上を推し進めること。また、遠隔医療を推進するため、診療報酬のあり方を含めた制度設計や体制整備への支援策を講じること。

シ 電子処方箋管理サービスの普及促進を図るため、医療情報化支援基金(ICT基金)及び機能拡充促進事業による導入支援を令和7年度以降も継続すること。

また、電子処方箋管理サービスの更なる普及を図るため、令和5年度に新たに医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)が創設されたところであるが、都道府県の財政負担が生じることから制度の活用に差異が生じ、その結果、サービス導入に地域格差が生じることが懸念される。国民が平等にサービスを享受できるよう地方負担分の財政措置を行うとともに、一定の普及が図られるまでの間、補助事業を継続すること。

さらに、電子処方箋を推進するため、医療DX推進体制整備加算の経過措置の延長など、診療報酬のあり方を含めた制度設計を行うとともに、電子処方箋管理サービス導入費用の低廉化や対応可能なベンダの一層の拡大など、体制整備への支援策を講じること。

ス 多数の医療用医薬品が長期にわたり供給停止や限定出荷となっており、医療機関や薬局において必要な医薬品を入手することが困難な状況となっている。医療現場では代替薬への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来している。

国として、医療上の必要性が高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を迅速に進めるとともに、増

産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の早期復旧に向け、実効性を持った対策を講じること。

セ 地域の医療機関等との情報連携や麻薬調剤・無菌調剤を含めた在宅医療に貢献している地域連携薬局や、地域におけるがんの薬物治療の質向上に貢献している専門医療機関連携薬局については、国民に対して切れ目のない質の高い医療を提供する上で重要であることから、全国への配置を推進するべく、調剤報酬上のインセンティブの導入について検討すること。また、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局のメリットについて、国において分かりやすく示すとともに、国民への十分な周知・啓発を図ること。

(2) 医療人材の確保

ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。特に、産科・小児科をはじめとした医師の診療科偏在や地域偏在の解消に都道府県が参画できる仕組みの導入を検討すること。

イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で流行した状況では、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになったことから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、新たに医療計画に追加された新興感染症発生・まん延時における医療を含めた5疾病6事業等に携わる医師の確保策も含め、政策に反映させること。

ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務の義務付けや都市部と医師が不足している地方が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用する際に必要な支援を行うなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。

エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠のあり方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に、地域の実情に十分配慮した上で、大学が主体的に都道府県及び地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣するよう、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じること。あわせて、大学が当該役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、地域枠の設置については、大学が都道府県に負担を求めることなく必要な教育を行えるよう、大学に対して国が十分な財政的措置を行うこと。さらに、医師不足が顕著な地域における医学部新設や不足している診療科に対応する地域枠の別枠創設も併せて検討すること。加えて、全国の医師の偏在解消のために県境を越えた地域枠を多数設けている大学の恒久定員を減員しない等の対応を行うこと。

あわせて、専門医制度における地域枠離脱防止策に関して、不同意離脱と認定することで都道府県が法的な責任を負うことのないよう、貸与時の説明すべき事項や、地域枠からの離脱に対する同意・不同意の基準を明確に示すなど、国の積極的な関与により、実効性のある法的な仕組みを整備すること。

オ 臨床研修医の募集定員が縮小される中、新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も存在すること、及び特定の地域に臨床研修医が集中する流れが解消されない恐れがあることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行いつつ、新興感染症等の影響も考慮しながら、新たな算定方法の検証を行うとともに、特定の地域への集中を是正する抜本的な対策を速やかに行うこと。

また、医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講じること。

また、都道府県独自の歯科医師、薬剤師の修学資金の貸与などの事業についても、財源として地域医療介護総合確保基金を弾力的に活用できるようにすること。

キ 医療再編など地域医療構想の推進と医師など医療人材の確保は一体的に取り組む必要があると考えるが、地域医療介護総合確保基金の事業区分が厳格であり柔軟に活用できないなどの課題がある。このため、地域医療構想を推進するために必要な医師など医療人材を一体的に確保するための取組等については、事業区分を超えて地域医療介護総合確保基金が活用できるようにするなど柔軟な運用を認めること。

ク 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようにすること。

ケ 地域及び診療科の医師偏在解消に向けては、大都市部と地方の偏在格差が未だ顕著であることを踏まえ、国が医療需要などから、地域ごと、診療科ごとに真に必要な医師数を算定した上で定員を設定するなど、思い切った対策を講じること。

コ 医師の働き方改革により、大学の医局等からの医師の引き揚げや医師不足による救急医療や周産期医療の縮小等により地域医療に大きな影響を及ぼすことがないよう、国において必要な支援を行うこと。

また、医師の働き方改革に対応しつつ地域の医療提供体制を確保するためには、大学病院による地域への医師派遣機能を維持することが欠かせないため、国の責任において大学病院の医師派遣に対する支援を実施すること。なお、地域医療介護総合確保基金の区分VIを活用した支援については、都道府県と十分な協議を行い、必要に応じ制度設計を見直しつつ、継続して実施すること。

サ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行うとともに、都道府県や専攻医の声を十分に取り入れた上で、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこ

と。また、見直し等にあたっては、都道府県の声聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、都道府県から提出された意見については最大限配慮し、その反映状況及び見直し内容を都道府県に対し速やかに情報提供を行うよう、日本専門医機構に強く働きかけること。さらに、各都道府県から提出された意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を各都道府県に対して明らかにすること。加えて、国の責任において、見直し後の制度について、全国的に適切に運用されるよう、都道府県に速やかに通知等を行うこと。

あわせて、専攻医募集定員に係るシーリングの算出にあたっては、研修の質を担保するという新専門医制度本来の目的を十分に考慮した上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、地域の実情や新興感染症等の影響を踏まえるなど、地域偏在の解消のため、機械的に算出することなく、また、厳格な適用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域勤務が義務付けられている医師や出産・育児、介護等と専門研修を両立しようとする医師に対する配慮として、各領域においてカリキュラム制度や身分保障に関する配慮の内容を明確にするとともに、各基幹施設においてもそれが実行できるよう日本専門医機構に働きかけること。

あわせて、地方の指導環境を充実させるため、派遣元病院にインセンティブを付与することなどにより、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みなどを創設するとともに、その実施にあつては、派遣先が特定の地域に偏ることのない仕組みとなるよう、日本専門医機構に働きかけるなど、勤務地（病院）の決定については、都道府県の意向を踏まえた仕組みとすること。

また、専門医資格の取得・更新時においても、積極的に地域医療へ従事することを促すため、例えば、派遣元の医療機関に在籍したまま医師が不足する地域へ専門医が派遣される仕組みとするなど、実効性のある仕組みを創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

なお、その実施にあつては、派遣先が特定の地域に偏ることのないよう、日本専門医機構に働きかけるとともに、勤務地の決定については、都道府県の意見を踏まえた仕組みとすること。

シ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

中でも、質の高い看護職員を養成するためには、看護教員を安定的に確保する必要があり、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要である。そのため現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図ること。

ス 看護師等の医療人材の確保のため、必要な財政支援を行うこと。

特に、在宅医療や医師のタスク・シフト／シェアを推進する上で不可欠な特定行為研修修了者の増加を図るためには、医療現場における研修修了者の積極的な活用と処遇改善が必要であることから、国において特定行為に係る診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施すること。

セ 診療報酬による看護職員等の収入引上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、国において十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていくこと。

ソ 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する公衆衛生医師、保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、十分な財政措置を確実に

行うとともに、広報の強化や研修の充実など、人材確保と育成に向けた一層の取組を行うこと。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

(4) 感染症対応における国と地方の連携

感染症法等の改正において、感染症発生・まん延時の管内の一元的な対策の実施など、必要がある場合に都道府県が権限を発揮できるよう、都道府県の総合調整権限の強化や保健所設置市・特別区への指示権限が創設されたところであり、引き続き国と地方が効果的・効率的に連携できる体制の整備を進め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討し、その実施を支援すること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。

イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、あわせて、被保険者数の減少等、構造的課題を抱える国保制度を取り巻く環境は厳しく、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれる状況を踏まえ、国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うこと。

また、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。

ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価のあり方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。特に後発医薬品の供給不足により影響が生じる評価指標については、地域の実情を踏まえ、十分に配慮すること。あわせ

て、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替ではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。

エ 保険者努力支援制度における「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）」については、地方の予防・健康づくりの取組が確実に実施できるよう十分な予算を確保するとともに、その使途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。

また、交付の要件や対象外経費等を変更する際は、自治体の予算要求時期に配慮すること。

なお、事業費連動分に係る評価指標については、国保財政の健全化に向けた取組への有効な動機付けとして各保険者が確実に交付を受けられるようにするため、それぞれの保険者の置かれている地域の実情を踏まえた事業規模等とすること。

オ 国民健康保険に係る業務支援システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドなどを利用して標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することとされているが、市町村国保の業務に影響を与えないよう、速やかに適切な情報提供を行うとともに、標準準拠システムへの移行に係る特別調整交付金などによる財政支援を確実に講じること。

カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うとともに、普通調整交付金については、国の推計額と実績額との乖離が大きい場合、差額分の収入不足による財政負担が生じることから、国の責任において財政措置を確実に講じること。さらに、給付費の急増による財政安定化基金の大幅な取崩しなど、不測の事態に対応できるよう、都道府県の財政規模に見合った本体基金の積み増しなど必要な財政措置を講じること。

キ 令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものとは言えないため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、子どもの範囲を限定せず均等割保険料を免除すること。あわせて、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は廃止されたところであるが、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の減額調整措置も廃止すること。

ク 国民健康保険制度の取組強化として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論を進めることに加え、令和7年度から、都道府県は、市町村からの委託を受けて、第三者行為求償事務の一部を行うことができるとされたところであるが、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように地方の意見を尊重し、引き続き地方と協議を行いながら、制度の運用を行うとともに、国において人材確保への支援や必要な財政措置を講じること。

ケ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）に沿って、令和6年度以降、後期高齢者の保険料負担の見直しがされ、賦課限度額及び所得割率の引上げが行われるが、引き続き医療保険制度における給付と負担の見直しについて検討を行う場合は、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討すること。

なお、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

コ 全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

サ マイナンバーカードの健康保険証利用については、令和6年12月2日に従来の健康保険証を廃止するとしていることから、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義等について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。あわせて、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない方、特に、介護を要する高齢者や障害者等の日常生活において周囲の支援を必要とする方が、窓口での申請・受取などの事務手続きや医療費の負担が増えることなく、従来どおり必要な医療を受けることができるよう十分な支援を行うこと。国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な地方財政措置を講じること。

また、地方単独事業として実施されている医療費助成に係るオンライン資格確認や現物給付化の推進については、各自治体の複雑な制度の標準化にとどまることなく、全国一律の医療費助成制度の創設と一体的に行い、利便性の高い制度を国の責任と負担において構築すること。

シ 都道府県のガバナンス強化として、「生活保護受給者の国保等への加入」や「後期高齢者医療制度の都道府県移管」を検討する動きがあるが、都道府県と市町村が一体となり、平成30年度国保制度改革後の国保財政運営の安定化に努めているところであり、拙速な議論は地方や国民を混乱させ、ひいては社会保障制度の信頼を損なうこととなるため、議論にあたっては制度の課題や運営状況の分析を行い、慎重な議論を行うこと。

ス 国保総合システムの開発や運用にあたっては、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。

セ 「こども未来戦略」において、子ども・子育て支援金制度の構築にあたっては、国民に実質的な負担を生じさせないこととされており、子ども・子育て支援納付金について、低所得者の過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置を行うこと。

また、子ども・子育て支援納付金は、市町村の国民健康保険に関する特別会計における納付金に要する保険料として徴収されることから、支援金の目的や使途、負担のあり方等、制度の概要について、被保険者の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。

さらに、子ども・子育て支援納付金の導入に伴い、保険料徴収や窓口対応、関連システムの改修等が必要となることから、人件費をはじめ、新たに必要となる費用に対し、医療保険者に財政負担が生じないように、国の責任において財政的支援を講じること。

(2) 医療費適正化の推進

ア 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

- イ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営体制の強化や国が協議会に求める事業に要する財政措置は、その全額を国の責任において講じること。
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策のあり方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

- ア 健康長寿社会の実現を目指して、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

健康寿命の算出にあたっては、介護保険データに基づく「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用すること。

ただし、算出・公表にあたっては高齢化が著しく進展している市町村等への配慮に努めること。

- イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

また、ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に係る診療報酬の改定を検討すること。

- ウ 国においては、医療等データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう、自治体ごとの地域課題の分析に必要な実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法、自治体の健康課題の解決につながった活用例の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

また、匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）について、令和6年秋からの抜本的な提供方法の見直しを着実に実施するほか、一層の利活用容易化に継続して取り組むこと。

さらに、健診データを自治体等の健康増進施策や本人の健康づくりに活用する上で、データベースの網羅性の確保が重要であり、事業者健診結果がNDBに確実に収録されるよう、電子カルテ情報共有サービスを活用した結果の共有を早期に実現するとともに、並行して対象実施機関の拡大についても検討すること。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

- ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第4期がん対策推進基本計画に基づき作成した都道府県計画により、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実にすること。

エ 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、HPVワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、HPVワクチンの積極的な接種勧奨を実施していくにあたって、各自治体が接種対象者に対し、接種の有効性や安全性に関する情報を提供できるよう、十分かつ迅速な情報提供を行うほか、専門的・技術的支援や普及啓発に要する経費への財政的支援を行うこと。

また、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種の実施期間を延長するとともに、男性に対する定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

あわせて、本年4月から導入された子宮頸がん検診の「HPV検査単独法」については、国の責任において、運用上の課題や各自治体からの疑義に対し、専門的・技術的支援を行うとともに、精度管理をはじめ安全で効果的な実施体制の整備に取り組むほか、必要な財政措置を講じること。

オ 効果的・継続的ながんのリハビリテーションを行えるよう、外来も含めた体制整備のための措置を講じること。

カ がん治療に伴う外見の変化に対して、がん患者等が抱える心理的・経済的負担を軽減するとともに、がん患者等の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用ウィッグや補正下着等の購入支援など、治療に伴う外見（アピランス）に関する支援制度を創設すること。

キ 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業について、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

ク 乳幼児期のう蝕予防を推進するため、保育所や幼稚園、学校等における集団フッ化物洗口について、児童生徒やその保護者等が十分な理解の上で、フッ化物洗口に取り組めるよう、う蝕予防効果や安全性等に関する情報発信を強化すること。

ケ 介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者については、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であるため、介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

コ 予防接種健康被害救済制度について、審査手続の迅速化を図るとともに、請求者に対して、認否の理由を十分に説明できるよう更に詳細に示すこと。

サ 帯状疱疹ワクチンについて、接種の安全性や有効性の持続期間、費用対効果など科学的な知見に基づく議論を深め、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

シ がんや再生不良性貧血などの治療により造血幹細胞の移植を受け免疫を完全に消失した患者が行うワクチン再接種について、予防接種法による定期接種に位置付けること、又は国において新たな公費負担制度を創設すること。その際、接種年齢に制限を設けないなど十分に配慮すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る取組

ア 国民が新型コロナウイルス感染症の流行状況を客観的に判断できるとともに、行政から適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早急に設定すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の薬剤費やワクチンの接種費用が高額であることにより、受診控えや接種控えにつながることを懸念されることから、薬価の引き下げに資する取組など、国民の負担軽減策を講じること。

あわせて、自治体が地域の実情に応じて新型コロナワクチンの定期接種を実施できるよう、国の負担による確実な財政措置を講じること。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

高齢者数が増加するとともに生産年齢人口が減少する2040年を見据え、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進していくための各種制度構築にあたっては、地方においては患者宅が点在し移動時間が長いことから、訪問診療できる患者数が都市部に比べ少ない地域もあること等、地方の実情を考慮して制度設計を行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤の下、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への備えとしての取組、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人たちの就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国においても介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ集中的に財源を投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 外国人材が介護福祉士となり、在留資格「介護」を得て長期にわたり介護職に従事できるよう、日本語教育の支援の充実を図るとともに、介護福祉士国家試験について、平易な日本語を用いて出題する、又は、日本語のほか英語等多言語による表記を併用し、選択可能とすること。

エ 都道府県が行う介護人材確保の対策に対し、地域医療介護総合確保基金事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう制度の見直し等を行うこと。

オ 「介護福祉士修学資金等貸付制度」は、従来通り制度が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。

カ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、財源の見直しや補助上限額の引上げを行うこと。

キ 介護人材の定着を促進するためには、ロボットやICT機器の活用などにより働き手の負担を軽減しながら、介護現場の生産性の向上を図ることで介護の質の向上につなげることが重要であることから、各種取組を行う事業者への財政的支援や好事例の周知など実効性のある施策を強力に推進すること。

ク 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護支援専門員等の人材の安定的な確保・定着に向け、処遇改善加算の更なる充実と、対象となっていない介護サービスへの拡充を図ること。

なお、介護職員については、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

ケ 軽費老人ホーム、養護老人ホームの介護職員に対する処遇改善に要する経費について、適切な地方交付税措置を講じること。

コ 介護支援専門員の安定的な確保に向け、介護支援専門員実務研修受講試験に係る受験要件に、従前まで認められていた介護実務経験に関する要件を追加すること。また、国家資格である救急救命士を追加すること。

さらに、質の担保と負担軽減が両立した研修制度となるよう見直しを図るとともに、見直しにあたっては、特に実務に従事する受講者の負担に配慮したものとすること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護サービスの安定供給のために必要な措置を十分に講じた上で、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、低所得者対策については、引き続き介護保険料軽減や利用料の負担軽減について、恒久的な制度として拡充に努めること。

さらに、令和6年度介護報酬改定について、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置きや訪問介護等における基本報酬の引き下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じること。

5 子ども・子育て政策の推進について

(1) 子ども・子育て政策に係る財源の安定確保

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わせることで、効果的なものとなることから、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置すること。また、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

(2) 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア こども基本法の掲げる基本理念に則り、子どもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。

イ 男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識を解消することが、子ども・子育てにやさしい社会づくりの礎になると考えられることから、事業者を含め社会全体の意識改革を進めること。

ウ 社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について理解を深めるとともに、子どもたちが安全で安心して過ごせる子ども食堂をはじめとした子どもの居場所を広げ、社会と関わる力を養い、自己肯定感や自立に向けて生き抜く力を育む環境整備を推進すること。

(3) 多様な働き方や妊娠・子育てとの両立を実現する労働・雇用環境の整備

ア 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みを構築するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を創設すること。

イ 育児休業の更なる取得促進と育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金について手取りで10割相当となる給付期間の更なる延長を図ること。

(4) 出会いから子育てまでのライフステージを通じた経済的支援の強化

ア 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員奨学金返還を支援する企業への助成や地方自治体が行う奨学金返還支援制度への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている方を支援する取組を充実すること。

イ 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

ウ プレコンセプションケアについて、社会全体への周知啓発を徹底すること。また、地方自治体が実施する助成等の支援について、国のプレコンセプションケアセンターとの連携等を含め、国民が正しい知識を得た上で利用する制度設計が必要であることから、地方自治体に対し、ガイドライン等を早期に発出するとともに、十分な財政的支援を講じること。

エ 妊婦のための支援給付について、クーポン等による給付に係る好事例の周知や事務費の支援だけでなく、実質的に各自治体で育児用品やサービス、クーポン等の給付が進むよう、独自に給付の上乗せをする場合の補助等、新たな具体的支援について検討すること。また、都道府県及び市町村における給付事務に要する経費について、引き続き、国において財政的支援を講じること。

オ 多子・多胎児世帯に有利な税制・保険・年金制度等を構築すること。

カ 所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で早期に実現すること。

キ 就労や障害の有無、所得等に関係なく、誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、国の制度化が実現するまでの間、先行して独自に実施する地方自治体への財政的支援を講じること。さらに、放課後児童クラブの利用料について無償化を含む負担軽減策を講じること。

(5) 子ども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充、教育の機会の確保・質の向上

ア 全国のどこに住んでいても妊産婦や子どもたちの命、健康が等しく守られるよう、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大や新生児聴覚検査の公費負担による検査実施など、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

イ 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう、産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充を図るほか、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

ウ 子どもの安全確保を最優先に、人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちや学びを保障するとともに、待機児童やいわゆる育休退園等の早期解消、こども誰でも通園制度（仮称）等の年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応できるよう、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の人材確保や負担軽減を図るため、職員の配置基準改善を早期かつ確実に行うとともに、保育士等の更なる処遇改善や研修機会の確保による質の向上、保育士修学資金貸付等事業の継続、潜在保育士の再就職支援等の推進、保育現場の魅力が伝わるポジティブキャンペーンの展開を図ること。

エ 医療的ケアや障害、アレルギー疾患など特別な配慮が必要な子どもを保育所や幼稚園、認定こども園で安心して受け入れられるよう、看護師等の配置や施設改修等について施設種別による差異を解消するとともに、補助率の引上げなど更なる支援の充実を図ること。

オ こども誰でも通園制度（仮称）の導入にあたっては、全国一律の制度とせず、保育人材の不足等地域の実情に応じて、導入時期や保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設が規模に関わらず事業運営に必要な補助が受けられる等、制度を導入しやすくなる財政支援制度を創設すること。

カ 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確

保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。また、小学校の長期休業期間における受入体制を確保するための財政支援を拡充すること。

キ 全国的に待機児童は減少傾向にあるものの、未だ解消されていない状況を踏まえ、市町村が施設整備・改修等を確実に実施できるよう、就学前教育・保育施設整備交付金について、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。

(6) 困難な環境にある子どもたちへの支援強化

ア いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にある子どもたち、日本語指導が必要な子どもたちへの支援を総合的に推進するため、NPOやフリースクールなど学校以外の多様な居場所や学びの場の整備について、支援のための仕組みを構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

イ 児童虐待への更なる対応力強化に向けて、児童福祉司、SV職員や一時保護に従事する職員等の専門的人材の確保及び育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援を行うこと。また、児童福祉司等を養成する大学の学部・学科等の創設や運営への支援も含めた子ども家庭福祉分野の人材養成の充実を図ること。

ウ 児童養護施設等の職員配置については、子どもの年齢及び小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等のケアの形態により一律の基準が定められているが、子どものケアニーズ等を含め総合的に勘案し、適切な支援が行われるよう見直すこと。

エ 社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知するとともに、養育里親を育児休業制度の対象に含めることや、ファミリーホームの措置費を実態に見合うよう見直すこと等により、里親等の受け皿の拡充や運営基盤の安定化を図ること。

オ 社会的養護経験者（ケアリーバー）が孤立することなく安心して自立した生活を送れるよう、施設入所中の自立支援や退所後のアフターケアなど、当事者の状況に応じた取組を行うための財政支援を拡充すること。

カ 児童養護施設入所者等の学びや体験の機会を確保するため、新たに小学生の学習塾費用を支援対象とすることに加え、高校生の学習塾費用についても実費での支援とするとともに、学習塾以外の習い事や大学生等多様な人との交流事業などについても幅広く対象とし、夢や進学を叶えられるよう支援を強化すること。

キ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援の充実のため、家族等のレスパイトに必要な短期入所事業所や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所の安定的な運営に十分な報酬水準を確保するとともに、多発する災害に備え、災害時における電源確保等必要な支援措置を講じること。

ク 母子家庭・父子家庭の世帯の平均年間収入が子どものいる全世帯の水準を下回っているなど、ひとり親世帯は経済的にも困難を抱えている状況を踏まえ、児童扶養手当の更なる増額及び所得制限限度額の引上げを行うこと。また、多子加算額の更なる増額及び支給額逓減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を行うこと。

6 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法等が順次施行されているところであるが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ 福祉・介護職員の処遇改善加算については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図ることができるよう、障害福祉サービス等報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置とすること。

ウ 重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における地域移行の推進に向けた施設整備を含む支援体制や人材育成等の一体的取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、「地域医療介護総合確保基金」に準じた基金の創設等、財政措置を含め適切な措置を講じること。

エ 強度行動障害を有する障害者への支援体制については、令和6年度より、事業所等において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を国が養成するとともに、該当する障害児者の支援を行った場合には、障害福祉サービス等報酬に新たな加算が設定されたことから、中核的人材養成研修の実施にあたっては、公平性を期し希望する全ての事業者が受講できるよう適切な措置を講じること。

オ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、虐待を受けた児童の入所増加などの実態を踏まえて職員の配置基準の引上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算の充実を図ること。

カ 地域における相談支援で、中核的な役割を果たす基幹相談支援センター等の人材確保の観点から、処遇改善加算の対象に加えるなどの財政措置を含め、適切な措置を講じること。

また、障害者総合支援法に基づき地方公共団体が実施する障害者相談支援事業等（基幹相談支援センター及び発達障害者支援センターの運営等）について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税法上の課税対象とされている現行の運用を見直す等、適切な措置を講じること。

キ 原油価格や物価上昇の影響による障害者施設等の支出増加の実態を踏まえた基本報酬の改定等の財政措置を迅速に実施すること。

ク 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

ケ 手話に関する施策を推進する法律の制定を図るほか、障害者の情報アクセシビリティ向上やコミュニケーション手段の充実のための十分な財政措置を講じること。

コ 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

サ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であるため、地方自治体の自主性・任意性に委ねられた補助金の活用ではなく法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

シ 障害者の自立を促進するためには、障害者の雇用・就労や事業所における工賃向上が重要な課題であることから、雇用施策との連携の下、本人の希望や適性に合った選択ができるようにするための就労アセスメント、就労後のフォローアップのほか、事業所における工賃向上につながる商品開発や販路拡大を促進するための施策、さらには、これらの取組を支える人材の確保・育成に向けた施策や研修の充実を図ること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。また、地域の精神科救急医療システムの運用に支障をきたすことがないように十分に配慮し、精神科救急医療に係る診療報酬上の評価を適正に行うこと。

イ 精神障害者の地域包括ケアシステムの深化に向け、より住民に近い市町村における相談支援体制を整備するため、精神保健福祉相談員を新たに配置するための財政支援制度の創設や資格を取得するための研修の充実を図ること。

ウ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

(3) 療育手帳の法制化及び基準の統一化

知的障害者に対する療育手帳の交付については、昭和48年厚生事務次官通知に基づき、各都道府県において独自に判定基準を定めて実施している。

療育手帳交付に係る公平性を担保するため、療育手帳の法制化及び基準の統一化について、国として具体的な検討を進め、早期の実現を図ること。

7 生活困窮者などの対策について

令和6年度から順次改正される生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、令和5年度生活扶助基準の見直しにおいて、令和6年度までは臨時的・特例的対応がなされているが、令和7年度以降についても全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、物価上昇等による影響を検証し、基準に反映するなど、不断の見直しを行うこと。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る償還については、借受人の生活再建の妨げにならないよう、必要に応じて償還免除及び猶予の要件適用等について更なる見直しを行うこと。引き続き、自立相談支援機関が借受人に対する積極的なフォローアップ支援を行えるよう、国による必要な財政支援を行うこと。

さらに、物価高による影響が特に大きい生活困窮者への支援については、全国的な課題であることから、国において、全国一律の対策を継続して講じること。

8 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備について、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

なお、重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」（以下「多機関協働事業等」）について、令和5年度から1/4を都道府県の負担割合とされ、地方負担分については地方財政措置を講じるとされているが、当該都道府県負担分の財政需要について、引き続き確実に交付税措置されるよう調整することに併せ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現へ向けて、将来的な事業実施市町村の拡大を見据え、都道府県の負担割合の軽減を図ること。

また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業については、引き続き国の負担割合3/4を維持するなど、必要な財政措置を確実に行うとともに、令和8年度以降も継続して実施すること。

さらに、高齢者、障害者、子ども・子育て等福祉分野はもちろんのこと、保健医療、労働、教育、消費生活、住まい及び地域再生に関する施策等多分野との連携においても、適正かつ円滑に行われるよう各制度間の調整や周知に努めること。

(2) 孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策

令和6年度からの「孤独・孤立対策推進法」の施行に伴い、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体と連携し、孤独・孤立に係る施策を策定、実施する責務を有することとなったが、孤独・孤立対策に係る施策推進や人材の確保等のため、国において必要な財政支援を行うこと。

また、地方公共団体が効率的・効果的に施策を推進するために必要であることから、孤独・孤立対策全般に係る都道府県と市町村の役割分担について孤独・孤立対策推進本部等において検討し、明確化すること。

あわせて、孤独・孤立対策推進本部等、国において孤独・孤立対策に係る議論を行うに際しては、地方公共団体から意見を聴取する機会を確保すること。

(3) 退所者等の社会復帰等

ア 矯正施設退所者や起訴・執行猶予者などのうち、福祉的支援を必要とする高齢又は障害を有する犯罪をした者等の社会復帰等を支援する取組については、令和3年度より地域生活定着促進事業において、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者が事業の対象とされたところであるが、同事業が安定的かつ継続的に事業運営が行われるよう、国において事業の位置付けを明確にするとともに、必要な財源を全額国庫で確保すること。また、地域生活定着促進事業以外にも、犯罪をした者等への支援の取組が実施されているところであり、そうした地方公共団体が実施する取組についても着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。

さらに、犯罪をした者等の社会復帰に向け、住居確保のための身元保証制度の導入など国において必要な支援を行うこと。

あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

イ 地方公共団体が先駆的に実施している、出所者を直接雇用し、住まいと就労の場を用意して、社会復帰につなげる更生支援の取組は、司法と福祉をつなぐ新たな視点の取組であり、安定的な運営を確保するため、その運用に必要な財政措置を講じること。

(4) ひきこもり支援

当事者・家族等の状況に応じた支援が行えるよう地方の支援の実施等に係る必要十分な財政支援等を行うこと。

(5) 自殺対策の推進

ア 自殺者数は令和2年に11年ぶりに増加に転じ、高止まりしていることを踏まえ、引き続き国においても自殺対策を強力に講じるとともに、地方が必要とする事業を確実に実施できるよう、財源を確保した上で、交付金等の弾力的な運用を図ること。

イ 国が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、悩みを抱えた時に誰もが番号を想起し、速やかに相談できるよう、電話番号を分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

(6) ケアラー・ヤングケアラー支援の充実

ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにすること。あわせて、改正子ども・若者育成支援推進法において支援対象として明記されたヤングケアラーのみならず、ケアラーについても、支援の対象であることを法令上明確化すること。

また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築に加え、ケアラー・ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、ヤングケアラーについては、実態調査等により把握される新たな課題にも対応できるよう地方自治体が社会資源や人材などといった地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

(7) 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体における困難女性支援のための体制整備・強化や施策の充実等のために必要な財政支援を行うこと。

また、困難を抱えた女性の支援にあたっては、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護等制度による幅広い福祉サービスの活用が不可欠である。これらの制度の実施主体であり、支援の主体である市町村がその役割を円滑に担えるよう運用上において、その明確な位置付けを示すこと。

さらに国において、女性相談支援員等の資質向上やアセスメント等能力を高めるため、研修内容の充実を図るとともに、地域格差を生じさせないためにも、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムを早期に策定すること。

(8) 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、令和6年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に追加された「民生委員の担い手確保対策事業」について、市区町村が実施主体となって事業を実施する場合は、都道府県による事業費の負担がなければ本事業の対象として認められないとされているが、地域の実情や課題に応じた市区町村の創意工夫による取組につなげるため、都道府県負担を必須としないよう見直すこと。

(9) ユニバーサルデザインタクシーの普及啓発

子育て世帯の方から高齢者、障害のある方、大きな荷物を持った旅行者など、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できるユニバーサルデザインタクシーについて、利用者が不当な扱いがなされることがないように、共生社会の実現に向けた理解促進を図ること。

9 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進及び人権救済制度の確立

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、必要な財源を安定的に確保すること。また、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案が多数発生している。このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。

特に、法改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことについて、国において事業者への周知を確実にを行うこと。

また、相談体制の整備等、地方公共団体が実施する施策に必要な財政措置を講じること。

あわせて、全国統一的な相談及び紛争解決機関の設置もしくは既存機関にその機能を持たせる等により、国における障害者差別解消のための継続的な体制を構築すること。

(3) ヘイトスピーチの解消

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(4) 部落差別の解消

ア 部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、同法第6条に基づき国が実施した部落差別の実態に係る調査の結果も踏まえて、取組内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、法の周知をはじめ、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館や教育集会所の整備及び事業の充実に対する支援を含めた実効性のある対策を講じること。

イ 隣保館については、災害時等における避難所としても活用され、その多くが避難所にも指定されているが、今後多くの隣保館が耐用年数を迎えることから、確実に建て替えや改修が実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

過去に整備した集会所、納骨堂、大型共同作業場等の隣保館以外の施設についても老朽化が著しいことから、隣保館と同様に大規模修繕等に対する財政措置を講じること。特に、過去に整備した大型共同作業場の多くは、老朽化が著しく大規模修繕が必要となっているが、現状では、大規模修繕は国庫補助事業対象外であるため、事業者は多額の費用負担ができず、更に老朽化が進む状況となっている。大型共同作業場については、地域住民の雇用に重要な役割を果たしているため、隣保館と同様に大規模修繕に対する財政的措置を講じること。また、納骨堂の整備費補助について、墓地移転に伴う事業だけでなく、過去に整備した施設の建て替えや改修についても補助の対象とすること。

ウ インターネット等を利用した部落差別行為の防止について、国においてはプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図り、プロバイダ責任制限法や刑法の改正等により被害者救済手続きの改善や罰則強化の取組を行っているが、大規模プラットフォーム事業者が策定する削除基準に部落差別が位置付けられるよう、部落差別解消推進法の趣旨に沿って必要な措置を講じるとともに、現行法等では十分に有効な手段が採れない状況を踏まえて、より一層の実効性のある対策を構築すること。

エ 個人情報保護法における「同和地区の所在地名（旧同和対策事業対象地域の所在地名）」の取扱いについて、「同和地区の所在地名」は、住民票やその他の情報と結びつけることにより、特定個人が同和地区の出身者、在住者であることが判明し、部落差別につながる情報となることから、同法ガイドラインの「不適正利用の禁止」に係る「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してしている事例」として「同和地区の所在地名を入手し、個人情報と照合する行為」を明示すること。

(5) 様々な人権課題への対応

ア 児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、難病や感染症等の疾患に関する理解不足による偏見・差別、多様な性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する理解促進並びにアイヌの人たちに対する差別等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うこと。

イ 医療機関、教育機関及び官公署等において発生した障害者虐待を発見した場合についても、障害者福祉施設等のスキームと同様に通報義務があることを明確にするとともに、通報者の保護について規定するよう障害者虐待防止法を改正する等、障害者虐待防止施策の総合的な制度整備を図ること。

ウ 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関しては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議において議論されているところであるが、この問題は、地域性があるものではなく、全国的な課題であるため、令和5年6月に成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に則り、学術研究等を推進するほか、当事者等への差別の実態や直面している困難な実態、必要な施策にかかる全国的な調査を国において早急に実施し、現状について適切に把握し、共有を図り、同法第8条

に基づく基本計画や国と地方の役割分担の考え方をはじめ、運用に必要な指針を示すとともに、法の周知をはじめ、実効性のある対策を講じること。また、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の届出についても、既に半数以上の都府県でそれぞれの地域の状況に応じて導入が進んでいる実情を踏まえつつ、人権に係る施策として、自治体ごとに取扱いが異なることのないよう、社会のニーズに合わせて国において方針を示すこと。

エ インターネット等を利用した誹謗中傷等の防止について、国においてプロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っているが、現行法等では十分に有効な手段が採れない状況を踏まえ、情報流通プラットフォーム対処法の施行にあたっては実効性のある対策を講じること。

10 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等の個々の事情に配慮し、その権利利益が適切に保護されるよう、国において、犯罪被害者等その他関係団体の意見を聴くなどして、犯罪被害者等の本質に向き合った真の支援施策を講じること。

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、複雑な被害態様に柔軟に対応するため、精神疾患にかかる給付手続きの簡略化や医療機関等の協力体制を確保するなど、犯罪被害者等が迅速かつ十分な犯罪被害給付制度による給付を受けられるよう、必要な措置を講じること。加えて、性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金（仮称）」の創設の検討を行うこと。

また、犯罪被害者等の負担軽減及び確実な損害の回復が図られるよう、損害賠償請求権について消滅時効期間の伸長を認めることや国による賠償金の立替払等の支援施策を検討すること。

さらに、犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく切れ目なく受けられるよう、地方公共団体が最低限取り組むべき標準的な業務を示すとともに、地域の実情に応じて行う犯罪被害者等に対する経済的支援及び精神的負担軽減のための支援、生活支援に係る施策の継続・強化や、地方公共団体の総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化を進めるため、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税措置等を含めた十分な予算を確保すること。

加えて、国において、民間の犯罪被害者等支援団体への財政的支援の強化を図ること。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) 将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。こうした中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、新たな教育振興基本計画の推進や学習指導要領の着実な実施が重要である。

そのため、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校の教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や特別な配慮を必要とする外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。さらに、成り手の減少などによる教師不足が課題となっており、学校教育を担う人材の確保が求められている。あわせて、育児休業取得者等が増加する一方で、代替教員の確保が困難な状況となっていることから、欠員が発生しており大きな問題になっている。

このような現場の実情を十分に踏まえ、国においては、地方における教職員の確保を確実なものとするため、学校における働き方改革、法改正を含めた教師の処遇の抜本的な改善に取り組むこと。また、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するため、義務標準法等に定められている「乗ずる数」の見直し等による基礎定数の充実を図るとともに、加配定数の一層の拡充に必要な財源を確保すること。特に、義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされたが、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。あわせて、中学校及び高等学校についても、学級編制の標準の引下げや、定数改善を行うとともに、必要な財政措置を講じること。

また、小学校の教科担任制については、音楽や図画工作などの専門性の高い教科を対象教科とすることや、令和7年度以降の改善案を速やかに示すこと。改善に際しては、他の加配定数の振替によることなく、必要な教員定数を別途確保すること。あわせて、養護教諭については、近年、子どもたちの心身の健康問題は多岐にわたり、業務が増大していることから、複数配置の拡大を図ること。さらに、特別支援教育については、対象児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、義務標準法等を見直し、学級編制の標準の引下げや定

数改善を行うこと。

加えて、教師不足解消を目的とした産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大するとともに、育児休業取得者等が担当していた職務を正規の教員が行う場合にも義務教育費国庫負担金の対象とすること。さらに、定年延長により「定年前再任用短時間勤務制」が創設されたことを踏まえ、多様な働き方を実現できるよう、必要な定数を措置すること。また、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、学習指導員、部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。あわせて、部活動指導員について、高等学校への配置が進むよう、補助対象の拡大を図ること。特に、小・中学校及び高等学校等でいじめの重大事態の発生件数や長期欠席者数が増加するなど課題が顕在化していることから、学校において、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携協力し、組織的な支援体制を整えるために必要な財源を確保するとともに、スクールカウンセラーの配置については、公立高等学校への配置に関して補助対象の拡充を行うなど、都道府県の実態に応じた配置ができるよう、補助制度の充実を図ること。加えて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究の成果をまとめ、その方向性を示すこと。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の核となる地域学校協働活動推進員等の配置拡充を図ること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を高めるため、校内教育支援センター、教育支援センター、フリースクールなど、多様な学びの場を充実させる取組を推進するとともに、その取組の充実に必要な財政措置を講じること。

- (2) 学習指導要領において学習過程の質的改善が求められる中、教師が児童生徒のつまづきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保できないといった現状は、児童生徒等の学びに支障をきたすことになりかねない重大な問題である。そのため、義務教育においては、教師が児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- (3) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための、各高等学校の特色化・魅力化への取組を推進する観点から、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）による新たな学科については、「専門教育を主とする学科」と同様の教員加算措置を講じるとともに、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築に当たり、学校と関係機関とをつなぐコーディネーターを配置するために必要な財政措置を、「専門教育を主とする学科」と併せて講じること。

- (4) 高等学校については、社会の構造的な変化の中で、都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校や地域の実態に照らして多様で柔軟な教育活動を展開することができるよう、カリキュラム編成の柔軟化や、高等学校の修業年限の柔軟化、高大連携の促進等、必要な措置を講じること。
- (5) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に育まれる非認知能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えることから、人材確保の取組や幼児教育の更なる質の向上に必要な遊具・運動用具などの環境整備に対する支援の充実を図ること。加えて、私立幼稚園等においても特別な支援を要する園児が増加傾向にあることから、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）や教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）について支給要件の緩和や補助単価の見直しを行うなど、必要な財源の確保を図るとともに、国庫補助の拡充など、地方負担の軽減を図ること。
- (6) いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向であるが、依然としていじめを背景とする自殺などの深刻な事案が発生していることから、いじめの積極的な認知、早期の組織的対応、関係機関等との連携などを推進するためのいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じること。また、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (7) 学校給食費等の保護者負担の軽減等については、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用の対象とされ、保護者負担の軽減が図られている。
一方、学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化する中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要がある。このため、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として無償化に向けた学校給食費等の負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- (8) 学校部活動の地域移行を見据え、子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるためには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講じること。
また、国において、地域連携・地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的意義と地域連携・地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成果を踏まえ、地方における移行の手順や具体的な取組内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。
さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の改革を推進すること。また、開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

(10) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っている。また、DXの加速化、SDGsの達成、2050年カーボンニュートラルの実現など、近年の困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、大学の果たす役割はますます重要となっていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。

ア 地域を取り巻く課題は複雑で解決が困難なものが多く、また、絶えず変化していくものであることから、大学等が地域の持続的発展のための拠点となるべく、地域の多様な主体とともに地域課題の解決や新たな価値を共創する拠点(イノベーション・コモンズ)としての機能を発展・深化させていく必要がある。大学等、地方自治体、産業界等の多様な主体の共創による地域課題の解決が促進されるよう、共創を支える大学等の体制強化のための支援を充実するとともに、地域連携プラットフォームの推進など、地域における大学間や産官学の連携を深化させるための取組の充実を図ること。また、大学等が、学内外の様々な資源を活用しながら、多様な人材が必要な知識やスキルを身に付けるためのカリキュラムの提供等を積極的に展開できるよう支援を充実すること。さらに、大学等がイノベーション・コモンズとしての役割・機能を最大限発揮できるよう、ソフト面の取組を支える施設の機能強化や老朽化対策を含む大学等の施設の整備充実といった、ソフト・ハード一体となったさらなる教育研究環境の充実を継続的に図ること。

イ 現下の光熱費の高騰は、国公立、私立を問わず、大学の経営に大きな影響を与えている。大学が今後も質の高い教育研究活動を継続できるよう、高等教育を所管する国の責任において、大学における光熱費の高騰への支援を行うこと。

ウ 大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資や運営費交付金などを拡大するとともに、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援を拡充すること。

エ デジタル人材の育成については、国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきである。長期的にも必要とされるデジタル人材を継続的に確保するため、特に地方における大学の情報系学部の定員増といった高等教育機関における人材育成など、様々な手法を用いた取組を早急に行うこと。また、デジタル人材を育成するには、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。その際、地方大学は都市部の大学と比べて、実務家教員等の確保が困難であるため、インセンティブ措置を講じること。同時に、デジタル人材の地域偏在を是正する

取組を推進すること。さらに、令和4年度に創設された基金を有効に活用し、複数年度にわたり意欲ある大学等がデジタル人材の育成に取り組むことができるよう、初期投資費（施設・設備費等）や一定期間の継続的な教員の人件費などの支援を行うこと。

オ 「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」の一部改正に伴うデジタル人材育成に係る東京23区定員増加抑制の例外措置の要件として、対象をデジタル人材に限定すること、臨時的な定員増に限ることなどが明示されているが、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることも十分に確認すること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、各地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとする。なお、例外措置の要件に適合した大学の定員増を容認するに当たっては、当該大学が提案した、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組に係る具体的な計画の策定やそのフォローアップが、当該大学により確実に実施されるよう、国の責任において大学に対する指導を適切に行うとともに、その進捗状況について適宜情報を共有すること。

カ 平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。

キ 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、制度の拡充を図り、高等教育の授業料の無償化を国が責任をもってその財源を確保することにより実現すること。その際、地域における教育費の実態を踏まえた仕組みとすること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。なお、対象者が増加することに伴い、大学・専門学校等現場での事務量が增大することへの対策として、事務の簡素化を進めるとともに、必要な財政措置を講じること。また、機関要件の確認について、専門学校の確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていくこと。また、大学院段階における導入が予定されている「授業料後払い」制度について、大学院のみならず学部段階での導入についても検討すること。

ク 職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を行うこと。

ケ 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金事務は、申込関係書類の配布や説明、管理等が必要であるが、その事務を主に高等学校の教員が担っており負担となっている。奨学金は生徒が直接機構から給付・貸与されるものである。学校における働き方改革をより一層推進するため、学校の関与をできる限り減らし、保護者・生徒と機構が直接事務手続できる体制を構築すること。

- (11) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者に、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援が受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講じることが責務とされたことから、看護師等の配置に係る財政措置を一層拡充するとともに、通学に係る費用についても十分な財政措置を講じること。
- (12) 夜間中学は、様々な事情により十分な教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしているため、設置しようとする自治体が各々の実情に応じて柔軟に対応できるよう、教職員定数の拡充や、新設準備・運営補助に関する財政支援の充実等、必要な措置を講じること。
- (13) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講じること。
- (14) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場及び住民の生涯学習の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。また、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、毎年多くの廃校が発生している状況であり、利用のあてのない廃校舎の解体費が課題となっている。
- これらを踏まえ、国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修、廃校舎の解体などについて地方財政措置の充実を図ること。なお、高等学校施設においても、老朽化対策等について、補助金化も含めた地方財政措置の充実等を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。
- また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 特に、障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を行うこと。
- さらに、体育館を含めた空調設備の整備や2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。
- また、昨今、学校への不審者侵入事案により生徒の命の安全が脅かされており、安全・安心な学校づくりが喫緊の課題となっている。マンパワーによる防犯対策にも限界があることから、高等学校も含めた防犯カメラ等の整備に関する財政措置を拡充すること。

- (15) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信の拠点として、社会教育主事等の社会教育人材が中心となり地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう国の財政支援の拡充を図ること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報について、障害の状況に左右されない入手支援、情報通信技術の習得支援、点訳者・音訳者・アクセシブルな書籍製作に係る人材育成や体制整備等について国の財政支援を拡充するとともに、一般書籍と電子書籍の同時出版等が促進されるよう、出版社等に働きかけること。

加えて、著作権法の一部改正により、図書館等による図書館資料の公衆送信サービスが可能となったが、現場に過度な負担が生じないよう、制度・運用や、事務処理スキーム、システムなどについて、関係団体と連携して情報発信するとともに、適宜見直しを図ること。さらに、公共図書館が制度の運用に当たっての事務等を適切に実施できる特定図書館等としての要件を備えるために行う人的・物的管理体制の整備に対して、財政措置をはじめとした支援を行うこと。

- (16) 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、地方公共団体や学校法人に対し、GIGA スクール構想で整備された端末や校内外通信ネットワーク機器等を維持更新する財源を今後も国で確保すること。加えて、デジタル教科書導入や全国学力・学習状況調査のCBT化等による通信量の増加に伴う校内外通信ネットワークの増強に必要な費用、学習用ソフトウェアのための費用、LTE 端末等の利用や、家庭学習、遠隔教育などのオンライン学習等にかかる通信費の負担軽減についても、必要な財政措置を講じること。

高等学校段階においては、全ての生徒が学校種や学科に適した端末を活用して学べるよう、端末の整備・更新について、全自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築するとともに、コンピュータ教室の整備についても必要な財政措置を講じること。さらに、デジタル人材育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携などを推進するため、高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）を継続しつつ、更に拡大して実施すること。

また、次世代の校務 DX における校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、指導者用端末の一台化やダッシュボード機能といった新たな要素に係る財政支援について、補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

加えて、初等中等教育機関の学術情報ネットワーク（SINET）への接続にあたり、接続機関に高額な費用負担が求められており、地域間（都市部と地方部）のデジタルデバイドの解消に逆行していることから、負担の軽減や必要な財政措置を講じること。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や、学校における教員の ICT 活用をサポートする人材の確保に向けた財政措置を拡充するとともに、GIGA スクール運営支援センター等の学校等に対する技術的なサポート体制整備への支援を継続すること。また、AI の活用等を通じた英語教育の抜本強化を進めること。

さらに、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠であり、学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、補助制度を新設するなど必要な財源措置を講じること。

- (17) 高等学校等就学支援金制度については、支給月数の制限、単位制高等学校進学者や併修を行う者に対する支給制限などの問題に対応すること。また、所得制限を撤廃し、国が責任をもってその財源を確保することにより、確実に授業料の無償化を進めること。その際、地域における授業料の実態を踏まえた仕組みとすること。さらに、これが実現するまでの当面の間、物価高等の影響による学費の増加や教育費負担の大きい多子世帯の負担軽減なども勘案し、支援額の増額や所得制限の緩和など、制度の更なる拡充・見直しを図ること。加えて、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じるとともに、こうした都道府県が独自に上乗せして支援する場合も e-Shien システムで対応できるよう改良を検討すること。

加えて、授業料の無償化が実現するまでの間、令和 5 年度から始まった高等学校等就学支援金の家計急変支援制度については、家計急変後の所得要件を通常の見学支援金制度と同様、年収 910 万円未満まで引き上げるとともに、対象となる家計急変事由についても、これまで都道府県が実施してきた支援の実態を踏まえた弾力的な運用ができるよう対象要件を緩和すること。さらに対象要件が緩和されるまでは、都道府県が独自で行う支援に対して、必要な財政措置を講じること。

高等学校等修学支援事業については、国の責任において、安定した財源の確保を図ること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金については、マイナンバーを使用した所得確認や前倒し給付、家計急変世帯への給付等の新たな取組などにより事務が増加しており、第 1 子と第 2 子以降の支給額の差も解消されていない。また、本事業と高等学校等就学支援金の両制度で申請先の都道府県が異なっており、特に都道府県を跨いだ通学環境に置かれることが多い私立高等学校等における、手続等が煩雑となっていることから、申請者にとってわかりやすい制度にするため、申請先を高等学校等就学支援金制度に合わせること。その際、就学支援金と同様に、事務費も含め、全額国庫負担により実施すること。

加えて、就学支援金と同様に全国共通のプラットフォームとなるシステムを構築すること。なお、構築に当たっては、申請者の利便性を考慮し、高等学校等就学支援金と一体のオンライン申請の導入を検討すること。あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度についても拡充を図るとともに、事務費も含め、全額国庫負担により措置すること。

また、上記の 2 つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。特に、所得確認については、生徒・保護者が自らマイナンバーを使用して認定申請することで、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が期待できるため、利用しやすい仕組みや、都道府県に

おける確認業務の円滑化の仕組みなど、抜本的な措置を講じること。

なお、就学支援金の認定処理を行うに当たって、保護者等が確定申告を行っていないケースが見受けられ、都道府県の認定作業において多大な負担となっているため、就学支援金の受給に当たっては、確定申告が必要な旨、国が責任をもって周知を行うこと。

私立小中学校は、特色ある学びを志向する者のみならず、不登校やいじめ等の事情を有し、環境を変えることを希望する者等の受け皿としての役割を果たしているため、私立小中学校等に対する授業料減免支援について、入学後の家計急変世帯に限らず補助対象とするなど、国による支援をより一層充実させること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・ 世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するため、現在、世界の研究者が国際協力で進めている国際リニアコライダー（ILC）の国内への誘致に向けて、国として、国際的な議論を積極的に主導し、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設を推進すること。
- ・ 福島国際研究教育機構については、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる拠点を目指すものである。そのため、国内外に誇れる研究開発や産業化、人材育成の実現に向けて、関係省庁が連携し、縦割りを排し総合的かつ安定的な支援を図ること。また、政府を挙げて中長期的な枠組みで施設整備や運営に対する必要な財源及び予算を確保し、可能な限り前倒しし早期の供用開始を図ること。
- ・ 広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。
- ・ 今後の感染症危機を見据え、感染症による健康被害を最小限に抑えるためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬の存在は不可欠であることから、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。また、国が策定した「医薬品産業ビジョン 2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、国内で必要とする医薬品・医療機器等を海外に頼ることなくすべて国内でまかなうことができるように国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。
- ・ 国においてはデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく取組が進められている。そうした状況を踏まえ、国が推進する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想」の具体化に当たっては、地方との情報共有を図るとともに、地域スタートアップ・エコシステムやそこで活動する支援機関との連携、地方大学との共同研究の強化など、日本全国が一体となったスタートアップ振興施策を展開すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) ポストコロナにおける文化芸術を振興するため、文化芸術関係者・団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。地域における文化芸術や歴史文化資源の情報発信の拠点であり、文化観光の拠点ともなる文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化、収蔵能力の拡大、長寿命化など機能向上につながる施設の整備・充実並びに PPP/PFI 手法の導入に必要な財政支援を拡充すること。

これらの政策実現のため、国は、文化芸術振興に係る予算を継続的かつ安定的に確保すること。

- (2) 高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加しやすいよう、年齢や障害の特性に応じた情報保障などの取組を推進するほか、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

- (3) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」及び市町村の「文化財保存活用地域計画」に示された保存活用事業の推進、文化財の保存整備、史跡等の維持管理、未指定文化財の調査、活用に関する施策の実施及び体制の充実に係る取組並びに活用や補修時の利用を見据えたデジタルデータの取得を含む文化財の現状記録の作成等の取組に対し、財源措置の対象を拡充するとともに、文化財の保存・活用に係る全体の予算を増額確保すること。特に、大規模災害時における文化財の保全については、広域的な支援が必要となることから、国は文化財防災の取組について支援すること。

また、無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度について、保護のための財政支援を拡充すること。特に、生活文化については、その概念が極めて広範であることに加え、分野ごとに特徴が大きく異なることから、国として調査研究を進め、その知見を地方公共団体にも提供すること。

さらに、地方登録制度について、都道府県や市町村において登録制度の設置や、条例の改正、登録に伴う文化財調査や手続き等の事務量が增大することが予想されるため、必要な財政措置を講じるとともに、幅広い分野の専門人材の確保や人材育成などを進めること。

4 国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

- (1) 東京 2025 世界陸上競技選手権大会及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) 及び第 5 回アジアパラ競技大会 (2026/愛知・名古屋)、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント・パラスポーツイベントについては、スポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、高齢者や障害者の社会参加の促進、交流人口の拡大による観光振興、国外からの参加者・観戦者

に向けての日本文化の発信、国際交流の促進による世界平和への貢献などとともに、大きな経済効果も期待される。については、国内外における機運醸成に取り組むとともに、こうした様々な効果を、開催地のみに留まらず、日本全体に広く波及するよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

- (2) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機として開催された様々な文化プログラムの継続への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を引き続き支援すること。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (2) 健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援について、高齢化の一層の進行を見据え更に充実・強化すること。
また、障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。
- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。
さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。
- (4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

【環境関係】

本年5月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりのWell-being、生活の質、経済厚生の上昇」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

1 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 現在、「第5次循環型社会形成推進基本計画」について、～循環経済を国家戦略に～の副題のもと、中央環境審議会において審議が進められている。廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組むこととされているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、期限内処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。
 - ア 高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。
 - イ 「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。
 - ウ 事業終了準備期間を活用した処理の終了後に発見され保管となる高濃度PCB廃棄物への対応について、事業者に対する処分費用等の助成制度を含め、処理体制を整備すること。また、新たに発見された高濃度PCB廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。さらに、高濃度PCB廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
 - エ 低濃度PCB廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、自治体の指導等に要する経費について確実に財政措置を講ずるとともに、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実にを行うため、調査・処理費用等に対する助成制度を創設すること。さらに、低濃度PCB使用製品が処分期間の終了後に廃棄物となる場合を見据え、処理体制の確保を含め、方針を示すこと。
 - オ 法で明確に使用廃止期限が定められていない使用中の低濃度PCB含有製品や、PCB含有の有無が不明なものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
 - カ 微量PCBの混入の可能性を否定できない安定器が報告されたことから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。

キ PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和5年6月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和4年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業については令和5年度から特定支障除去等維持事業として5年間を上限とする財政支援が開始されたところだが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

- (5) 平成9年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にあり、令和6年度以降数年間における市町村等の循環型社会形成推進交付金の要望額が令和5年度に比べ数百億円の増という規模であり、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

- (6) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるほか、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

また、適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、太陽光パネルについては、国が強力に太陽光発電の普及拡大を推進した結果として、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されており、また、電気設備の保安は国の責任であることから、発電事業終了後における使用済パネルの適正処理に向けた法整備・原状回復時の代執行の体

制整備とそのための資金確保を図るとともに、リサイクル事業者の育成の推進、処理ルートの整備への支援を行うこと。

また、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点に加え、G20大阪サミットにおいて共有され、昨年開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合で2040年への前倒しが決定された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、プラスチックの3Rの取組や再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

さらに、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物(E-waste)の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

- (7) 本年5月、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が成立し、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県が詳細なデータを遅滞なく簡易に入手できるよう配慮すること。

- (8) 使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料の低減により多くのCO₂排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や材質記号のより分かりやすい表示に向けたガイドライン等の制度の見直しを行うこと。

- (9) 小型家電リサイクル法が目指す「都市鉱山」の更なる開拓に向けて、認定事業者から回収を受託した宅配業者が「ネットワーク内の協力会社へ再委託」できる仕組みを構築するほか、宅配業者の参入を促進するため、当該宅配便のネットワークが一定の要件を満たすときは、認定事業者の作成書類の簡略化、宅配業者の表示義務の免除、再委託時の認定事業者からの承諾を不要とするなど、宅配便の広域ネットワークを活用した回収・処理を進展させるための仕組みづくりを行うこと。また、仕組みづくりに当たっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

- (10) 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、火災等の生活環境保全上の支障につながるような不適正処理事案に対応するため、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。なお、法整備を行う際は、地域の実情に応じて既に制度を設けている地方公共団体の独自施策を踏まえた内容となるよう配慮すること。

2 海洋ごみ対策等の推進について

- (1) 海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

その上で、海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

- (2) 適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈廃船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題を更に深刻化させることが懸念されるため、船舶の保管場所確保を義務付ける制度や船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度の創設など、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進すること。

3 生物多様性保全対策等の推進について

- (1) 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30」目標の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、本年 4 月に公布された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」について、適切な運用ができるよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存や生態系の保全に関する十分な財政措置を含めた対策を進めること。

さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

- (2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、新たに都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すとともに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずること。

加えて、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

(3) 野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生していること、また、新たにクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。また、国立公園や国有林、防衛省施設用地などにおいては、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

(4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となって更に利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物や電線類が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去や電線類地中化の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030年の30by30達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、地方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。

4 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてその一つであるPFOS、PFOA及びPFHxSが規制対象とされたほか、令和5年12月には国際がん研究機関（IARC）が発がん性分類においてPFOSの分類をグループ2Bに、PFOAの分類をグループ1に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、令和5年1月に設置した専門家会議において、同年7月にPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめ、環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、PFASに関する健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等が十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では本年4月に飲料水中のPFOSとPFOAなどについて、日本の水道水における暫定目標値を大幅に下回る規制値が定められたと承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてPFAS対策の更なる充実・強化を図ること。

- PFAS について、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
- 水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた水道水、公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に検討すること。
- 水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を示すこと。
- 土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。
- 地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。
- PFAS の農畜水産物への蓄積及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。

5 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。
また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的な PM_{2.5} 濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。
- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。
- (3) 自動車 NO_x・PM 法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型 S S 認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、令和3年4月の改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・ アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和5年10月1日から義務付けられたこと、また、工作物についても令和8年1月1日から義務付けられることを広く周知すること。
- ・ 地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずること。また、石綿事前調査結果の確認に要する職員の人件費や、石綿含有建材の分析体制の整備など立入検査に要する経費に対しても十分な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物等の吹付材以外にも含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。
- ・ 令和4年4月から本格的に運用が開始された事前調査結果報告システムの利用を更に推進するため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、早期に使いやすいシステムに改修すること。
- ・ 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策については、能登半島地震等、近年の大規模災害時における課題を踏まえ、迅速に実施できる体制が構築されるよう、自治体への支援を行うこと。
- ・ 中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで40年程の期間があるとされていることから、改正大気汚染防止法による効果は短期間では現れにくいものと考えられる。このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、わかりやすく国民や事業者にも周知すること。
- ・ 石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。
- ・ アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。

7 「国連・世界湖沼デー」の実現について

水環境は、人類の生活に密接に関係し、その中でも、湖沼は地表の淡水の約 87% を占め、親水等の憩いの場、飲料水や農業用水の水源等として全国各地で重要な役割を果たしている。

しかし、近年の気候変動等により水質や生態系の悪化など様々な環境への影響が現れている。

これらの状況に鑑み、「湖沼」への世界的な関心を喚起するため、昨年開催された「国連水会議 2023」や「第 19 回世界湖沼会議（ハンガリー）」において制定の必要性が示され、本年 5 月の「第 10 回世界水フォーラム（インドネシア・バリ）」の閣僚宣言においても制定が提案された「国連・世界湖沼デー」の実現に向けて、国連機関や関係国などに賛同を呼びかけること。

また、こうした国際的な動きも踏まえ、湖沼の保全に関する施策を積極的に講じること。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などカーボンニュートラルに向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電力システムの適切な運用

電力の低廉かつ安全で安定的な供給を大前提とした上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について引き続き適切な運用を図ること。

また、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを構築すること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」で決定された「振興計画」に基づく事業については、対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実・強化を図るとともに、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

併せて、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用設備の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大及びCO₂削減効果の指標等の整備

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「第6次エネルギー基本計画」に基づく2030年の電源構成に占める再生可能エネルギー比率38%以上の高みを目指し、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づくFIT・FIP制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針（マスタープラン）及び、GX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

また、FIT・FIP制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定に資するよう、引き続き、国において、各都道府県及び各市町村が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みや、既設分も含めた再生可能エネルギー等のCO₂削減効果を適切に反映する指標等を整備すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

引き続き事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、条例を含む関係法令等に係る必要な手続の完了を適時適切に確認するなど、国が責任を持って事業者を指導するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元を行う仕組みを創設すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の設備についても対象とすること。

さらに、同法に基づかない設備の廃棄等費用の確保にも取り組むこと。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むことと

し、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう、制度設計を見直すなど、政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

さらに、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

加えて、地球温暖化対策推進法による認定地域脱炭素化促進事業の創出に向けたインセンティブ等の強化を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、令和5年6月に見直された「水素基本戦略」を踏まえ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、以下について積極的に取り組むこと。

ア 規制緩和を含み、国際基準と整合した水素のエネルギー利用に特化した法整備、技術開発や実証研究の推進

イ 燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化するとともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和、また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の資金繰りが困窮しないように分割払い等の対策

ウ 水素パイプライン等のインフラの整備等の推進

エ グリーン水素をはじめとするCO₂フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元で経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の改正が予定されている

が、引き続き洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、政府の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、再エネ促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、県域を越えて存在する利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、国も主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア 地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ 天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ 石油製品の国家備蓄分散化

エ V2Xシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

(10) 木質バイオマス発電所における安全確保

近年、各地の木質ペレット等によるバイオマス発電所において火災・事故が続発していることから、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せて、バイオマス発電施設設置者に対し安全の確保に向け、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めて行くため、節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得られるよう、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、

時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ZEB・ZEH等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

(4) 電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範な周知を行うなどにより、広く国民、事業者に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

(5) 需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、注意報及び準備情報の発令、発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標、取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(6) セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民・事業者による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

令和6年は元日から、石川県能登地方が、最大震度7の地震に襲われたほか、全国各地で規模の大きな地震が頻発しており、今後発生し得る大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないために、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、近年、全国各地で風水害が頻発化していることから、大規模風水害は毎年発生するものと認識し、特に水害については流域治水の取組を加速することが急務である。

令和6年能登半島地震はもとより、大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から13年を迎えて、復興が着実に進展している一方で、復興の完了と自立に向けて地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきが見られることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

このため、大規模・広域・原子力複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

については、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 防災・減災体制の確立

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、大規模災害に備え、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が一部拡大されることとなったが引き続き、必要に応じて、対象事業の更なる拡大及び要件緩和や、交付税措置率の引上げ、期限の撤廃など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うこと。

加えて、重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等や消防の体制強化など消防防災力を高めるための財政支援の拡充を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

事前復興の取組を推進するため、その考え方や取組を整理し、災害対策基本法や復興法等に位置付け、施策として確立するとともに、防災基本計画に、国・県・市町村の役割分担や、時間軸上の対応を示すこと。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前からの復興体制、復興方針・計画、復興ビジョンの検討などのソフト対策、また、円滑な高台移転や津波防災地域づくり、区分所有物件の修理・再建などのハード対策、「まちづくり以外」のハード対策等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう、事前復興を進めるための法整備や制度設計を行うこと。

また、復興法に基づく発災後の財政措置と同様に、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

(4) 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を図ること。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の対象施設の拡充や要件緩和など制度充実や、新たな財政支援制度を創設するとともに、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた対策を着実に実施するために必要となる財源について安定的・継続的に確保すること。

さらに、南海トラフ地震臨時情報及び北海道三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、事前避難を実施した場合、災害救助法の対象経費について確実に財政措置を行うとともに、対象外経費についても財政措置を講ずること。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。

併せて、住民が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体の実施する啓発をはじめとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

地震被害想定や減災戦略の見直しに取り組む自治体がある中で、最新の知見に基づく活断層の長期評価や地震モデル、被害想定手法、新たな減災目標の考え方などを、都道府県と連携を図りながら、早期に検討し、公表可能なものから順次示すこと。南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定作業の遅れが報じられているが、自治体の検討作業に影響するため、早期に令和6年能登半島地震の課題等の整理を行い、被害想定の手法等に関わる考え方については早期に示すこと。併せて、都道府県が被害想定を見直す際には、技術面・財政面等について必要な支援を行うこと。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震が発生すると、医療需要が急増する一方、地震の揺れや津波などにより、水道や電気、ガスなどのライフラインや、通信、道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、被害想定などの定量的な分析を十分に行うとともに、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、災害拠点病院だけでなく、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する補助率の嵩上げ等、財政支援を充実させるとともに、業務継続計画（BCP）の策定などの取組に対する支援や、災害拠点病院の指定要件追加に対応するための経過措置、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の動作機能の向上等、必要な配慮を行うこと。

また、医療施設の耐震化を一層推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して、複数年度にわたる支援が継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。併せて、大規模災害時にカルテの汚損や流失等により診療の継続が困難となることを防ぐため、マイナンバーによる被災者の診療情報の把握について検討を進めるとともに、電子カルテ情報のバックアップなどを行う医療機関や関係団体の取組を支援すること。

さらに、災害拠点精神科病院の整備を進めるにあたり、診療報酬への加算等のインセンティブの導入について検討すること。

加えて、分析した被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に都道府県が孤立地域対策として配備する医療コンテナの導入及び維持に対し、必要な予算を確保し支援するとともに、医療コンテナを活用した医療活動の展開に対し、人的支援を行う体制を整えること。DMAT 等が被災地において切れ目なく活動できるよう効率的な運用を図るとともに、その際、二次災害を避けるため、安全が確保された場所で活動するという大原則に鑑み、適正な運用を徹底すること。

併せて、都道府県保健医療福祉調整本部等における本部活動を含めた災害時（新興感染症まん延時を含む）に活動する医療従事者等の補償の充実を図ること。また、DPATについては、DMATと同様に診療報酬上の評価を創設することとし、創設までの当面の間は、DPATの活動に要する資機材の整備に対して補助を行うこと。

災害時医療危機管理支援チーム活動要領に記載された全国DHEAT協議会及び地方ブロックDHEAT協議会は、保健所の受援体制の整備に資するマニュアルの作成や災害の種類に応じた訓練想定を作成、研修の企画・実施等、地方自治体と連携した意義のある協議会として運営すること。

また、DHEAT事務局で管理している、災害時健康危機管理支援チーム養成研修の修了者受講履歴については、各都道府県と共有し、さらに平時から受講者同士が横の繋がりを持てるようにすること。加えて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）派遣に要する経費について、財政的支援を充実させること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自

治体の事務手続の簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

広域的な防災拠点の整備並びに防災拠点を活用した広域的な防災訓練の実施に対する技術的支援及び継続的な財政支援を充実すること。

国が運用する「物資調達・輸送調整システム」は、操作する職員の負担が大きく、情報がリアルタイムで共有できないなどの課題があるため、令和6年能登半島地震での課題を検証し、職員の負担が少なく、支援ニーズに応じた物資の支援が円滑に行える実効性のある仕組みを構築すること。

被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、被災市区町村が広域応援を受けても迅速かつ適正に行えるよう、業務の標準化を図ること。

また、今回の令和6年能登半島地震では、応援・受援において当該調査・交付の経験のある職員の確保することが課題となっていたことから、引き続き、希望するすべての都道府県に対し、国において当該調査・交付の基本となる知見を提供できるよう、研修等の提供を行うこと。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について法制化等も含めて制度の充実や整理を図ること。また、「応急対策職員派遣制度」については、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、国及び応援・受援自治体の役割分担を整理し、被災自治体の状況を考慮して円滑かつ柔軟に運用すること。さらに、災害救助法が適用とならない災害で、広域的な応援が行われる場合等に、応援・受援自治体双方の負担が少なくなるよう、十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

また、令和6年能登半島地震では、全国各地の自治体から応援職員が派遣されているが、大規模・広域災害が発生した場合は応援できる地方自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後 TEC-FORCE の派遣や国による権限代行などを通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。

自治体の職員応援に関しては、総務省応急対策職員派遣制度による支援や全国知事会による調整が定着しているが、各省庁等が実施している技術職員等の応援派遣についても、一元的にその動向等の情報が、受援・応援それぞれの自治体で共有できる仕組みを整備すること。また、派遣要請を行う窓口の一元化を図ること。

さらに、土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、復旧・復興支援技術職員派遣制度に係る更なる財政措置の柔軟な運用や既存の派遣制度との連携にも配慮した運用体制の確立を図るほか、

全国的に技術系人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

併せて、被災地では福祉人材が大幅に不足することが想定され、社会福祉施設の事業継続や福祉避難所の運営には、被災地外から組織的に人的支援を実施する必要があるため、国が主導する福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築すること。また、被災地のマンパワー不足を補うため、災害ボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) 感染症との複合災害における避難等応急活動対策強化に向けた対策

避難所における感染防止対策に必要な資機材整備、要配慮者受入れのための民間施設も含めた施設改修、避難先となる宿泊施設の借上や指定管理者が管理する公園などの施設の使用、広域避難時の輸送車両の借上など、地方自治体の避難対策強化への安定的な財政支援制度を創設すること。また、避難所等における感染症対策資機材の整備を、災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

(10) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物のほか、避難所ごみやし尿を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を平時において構築すること。

その一環として、災害の規模が大きくなるほど必要となってくる仮置場の候補地の選定が進むよう、国有地のリストの提供など効果的な支援措置を講ずること。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金について、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政措置を講ずること。さらに、被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害に限らず半壊の家屋等まで拡大するとともに、解体工事に係る委託業務で用いる諸経費率を、実態に即したものとするなど、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

地方自治体並びに関係団体と緊密に連携しながら、被災地の実態を正確に把握し、国として、既存の支援制度の充実や運用の弾力化も含め、迅速かつ積極的に実状に即した廃棄物の撤去・運搬・処理に係る適切な支援策を講ずること。

(11) 被災した廃棄物処理施設に対する財政措置

市町村等は、被災した廃棄物処理施設を廃棄物処理施設災害復旧費補助金を活用して復旧させ、災害廃棄物の処理を進めていくことになるが、被災市町村の財政負担を軽減し、住民の生活の早急な回復を図るため、財政支援の拡充を講ずること。

(12) IoT を活用した災害対策

令和6年能登半島地震では、交通系ICカードを活用した避難者情報把握のためのシステムが導入されている。マイナンバーカードと専用アプリを活用し、デジタル技術を避難所内外の避難者の把握・管理や避難所運営に活かす仕組みについて、国とすべての自治体のシステムがばらつくことのないよう、全国標準のシステムとして統一化を図るとともに、これを支えるデータ連携基盤の構築等を進めること。

また、自治体がシステムを導入する際には、整備・運用に係る財政支援を行うこと。

IoT や AI を活用して、避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を含むビッグデータを効果的に収集・解析できる仕組みを整備し、これらの仕組みを国や地方自治体、防災関係団体等の間で活用できるようにするとともに、防災情報システムとの連携等の活用手段の構築やビッグデータを有効活用できる専門人材の育成の支援を行うこと。

また、全国統一の防災情報システムの構築に向け、次期総合防災情報システムの運用開始後も都道府県へ積極的に情報提供し、各都道府県システムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。なお、全国統一の防災情報システムの構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。

都道府県の過重な財政負担を減らすため、上記防災情報システムの構築や更新、改修、高度化及びランニングコスト等に要する費用、さらに都道府県で整備が必要となる情報共有に係るシステムの利用や構築等に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、国で新たなシステム等を構築する際には、早期に情報共有を行い、各都道府県の意見を十分に聞きながら、開発・社会実装を進めること。

(13) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる通信機器等の保有促進等を図る制度の拡充

迅速かつ確実な復旧・復興を推進するため、地域建設企業が災害対応に活用するという前提のもと、通信機器等を購入するに当たって、その費用を一部助成する等、災害対応に活用できる通信機器等の保有を促進する支援措置を講じること。

2 事前防災・減災対策の推進について

東日本大震災や熊本地震の教訓、令和6年能登半島地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、災害対策基本法に「自助・共助」の取組を明確に位置付けて、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む防災対策を支援すること。

特に、住宅の耐震化等については、耐震化率の向上のため、低コストで耐震改修工事が可能となる工法の開発とともに、家具固定や感震ブレーカー設置などの減災化及び災害リスクの低い地域への居住誘導の観点も踏まえた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

また、災害時に妊産婦や乳幼児等に対して適切な配慮や支援が行われるよう、平時からそのポイント等について周知啓発を図ること。

(2) 安全な避難空間の確保のための対策

障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだ

けでなく、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所（一般避難所の福祉スペース及び要配慮者スペースを含む）の十分な確保及び円滑な運営体制確保について支援するとともに、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援措置を講じること。また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れた運営体制を確保するとともに避難所運営等への女性をはじめとする多様な立場の方々の参画や登用が進むよう、各種媒体を活用した普及啓発により機運の醸成を図ること。併せて、ペット飼養者についても、これらに準じた配慮をすること。近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースや、円滑な避難活動に資する道路の整備推進のための支援について充実に努めること。

また、地方自治体が安価・低廉に備蓄することが可能になるよう、コンテナ型トイレやダンボールベッド、簡易ベッド、液体ミルク、ブルーシート、土のう袋、発電機、携帯用充電器等に加え、感染症の発生・まん延を防止するためのマスクや衛生用品等、避難所の環境改善に資する備蓄品の普及促進策及び保管促進策について検討すること。令和6年能登半島地震を踏まえて、災害時の仮設トイレやトイレカーについて、全国各地からの調達体制やし尿処理体制の確保に努めること。

さらに、帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

加えて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政措置を講ずるとともに、災害救助法において一時滞在施設を避難所として位置付けることによる支弁の対象としての明確化、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信の在り方について、検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

加えて、出勤時間帯の地震等の発生時の適切な対応について検討し、ガイドラインを作成するなど、事業者や地方自治体、住民への啓発を行うこと。

地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、改正踏切道改良促進法の趣旨を踏まえ、踏切の早期開放に向けた対策が進むよう、指定公共機関である事業者への指導や、地方自治体の避難誘導や災害応急活動への技術的支援を行うこと。

また、大規模停電対策として実施する支障木の事前伐採に関し、関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すとともに財政支援の充実に努めること。

（3）災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難所となる学校施設や社会福祉施設、医療施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策、太陽光発電などの自立・分散型電源及び非常用電源の導入など、災害の教訓に基づく対策を速やかに推進するとともに、避難者の健康保持の観点から空調設備等の整備をする場合の支援策を拡充すること。

また、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、安価で耐久性のある木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を充実させること。加えて、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、ライフライン（上下水道、ガス等）の耐災害性の強化に向け、上下水道施設の更新・耐震化、災害対策の加速化・深化や、給水優先度が高い医療機関や避難拠点等の重要給水施設管路の耐震化の促進、事務事業の広域化・共同化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

特に上下水道施設については、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の被害状況を踏まえ、上下水道施設の更新・耐震化などの災害対策を加速化させるため、交付率の引き上げや交付要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。

さらに、平成 30 年北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風や東日本台風等の風水害における大規模停電を踏まえて、電力会社に対して、災害に強い電力供給体制の整備、及び電力の安定供給や適切な情報発信が可能な体制の強化を働きかけること。

災害時の電力の確保や、帰宅困難者の一時滞在施設となり得る民間施設を確保する観点から、停電時に住宅やビルなどの電力を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

加えて、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、指定公共機関であるライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化すること。

また、浸水想定区域内にある医療・福祉施設の浸水被害を軽減するため、嵩上工事や盛土工事など防災対策に必要となる費用について、財政措置を行うこと。

「世界遺産・国宝等における防火対策 5 か年計画」を延長するとともに、地方自治体の指定文化財についても同様に防火をはじめとした防災対策を講じる必要があるため、国において防火設備や警報設備の整備等に必要な財政措置を拡充すること。

（４）緊急輸送道路等の公共インフラの整備

幹線道路の被災等で広域にわたり孤立した地域が発生した事例があるため、緊急輸送道路、港湾施設、鉄道施設及び空港施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図ること。また、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、及び直轄国道等とのダブルネットワークの構築など、リダンダンシーを確保し強靱な国土軸を構築するため、公共インフラの整備を早急に進めること。迂回路となりうる道路の防災対策に対して、十分な財政措置を講ずるとともに、関係機関が通行規制や迂回路情報などを一元的に共有、発信する仕組みを構築すること。

さらに平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分反映すること。また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。加えて、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、リダンダンシーの確保等の観点や、国土全体にわたる連結強化の重要性を踏まえ、取り組むこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

総合防災システム、災害対応支援システム、マイナンバーシステムと接続した避難所運営システム、建物被害調査システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化・標準化など、災害時に必要な防災体制の更なる充実を図ること。

また、医療資源が脆弱な被災地域において、通常医療への移行に向けた継続的な支援体制を国の主導により構築すること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、DMAT や DPAT、DHEAT に留まらず、災害派遣福祉チーム (DWAT、DCAT) や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施するとともに、受講可能人数を拡大すること。

また、各都道府県が実施する DMAT や DHEAT 等の養成研修など、医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政的、人的支援措置を講じるとともに、国が実施する研修等の受講可能人数を増やすことができない場合には、国の研修受講者と同等の立場で活動できるよう、認定する仕組みを設けること。災害時の医療に必要な災害薬事コーディネーターについて、研修や訓練などの人材育成に対して、災害医療コーディネーターと同様に、国の積極的な関与と財政措置を講ずること。

DWAT など、要配慮者や被災者に対する福祉関係者による支援について、災害時の支援活動に係る経費負担等の法令上の整理をするほか、平時の研修等の取組に対する財政面での支援の充実を図ること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化するとともに、近年の就労環境の変化により、消防団員に占める被雇用者の割合が増えていることを踏まえ、企業経営者など、事業者の消防団活動に対する理解が進むよう、対策の充実を図ること。

併せて、高齢化の進展などにより、自主防災組織の担い手不足が深刻であるため、若年者を含めた担い手の確保及び活動の活性化について対策を講じること。

さらに、災害発生直後の被災状況の把握、孤立地域等における被災者の救出や搬送などで必須かつ有効な消防防災ヘリコプターについて、自治体の導入や運用に関する財政支援を強化すること。

特に、消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航の実施が求められている中で、全国的に操縦士が不足している状況を踏まえ、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるとともに、養成機関の創設など技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。併せて、地方自治体において2人操縦体制を構築・維持するための財政支援の更なる充実を図ること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、大規模災害等の際にヘリコプター本体やヘリポートの施設・設備が被害を受けた際に、災害対応力の低下を防ぐため、速やかに復旧が可能となるよう財政措置を講じるとともに、国が主体となって、大規模災害の発生時や耐空検査等の運航休止等において、救助活動等に活用可能な代替機体の整備を行うこと。

加えて、全国からの広域的な応援活動や後方支援の拠点となる広域的な防災拠点の整備に対する技術的、財政的な支援を充実すること。

機動救難士等がヘリコプターに同乗し、出動してから1時間で到達することができない海域の解消に向け、航空基地のヘリコプターの増強や、未配置となって

いる航空基地への機動救難士の配置など、海上保安庁の更なる救助・救急体制の強化を図ること。また、大規模な海難事故等の発生時における地元自治体等の現地対応や捜索活動経費等の財政負担に対する支援を行うこと。

国からの多数の照会があると、災害対応業務に支障を来たすため、その在り方を整理すること。国が収集した情報について自治体と早期に共有すること。

(6) 孤立集落対策

離島を含む孤立化の恐れが高い地域においてシステム通信を含む各種ライフラインの強化や迂回路、耐震強化岸壁などのインフラ整備、ヘリの離着陸場所の確保、備蓄の拡充や保管場所の確保など、事前の孤立集落対策への技術的、財政的支援について一層の強化を図ること。

(7) 死者・行方不明者の氏名等公表

死者・行方不明者に関する情報の取扱いの考え方等について、自治体の事務負担に配慮したうえで国が指針を示すこと。

3 多様な災害対策の推進について

災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対する的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

ア ハード対策の促進

「流域治水」の考え方にに基づき、河川、ダム等の整備、山間部の保水保全、農地、住宅地において実施する治水対策、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を含めた水災害防止対策の推進を図るとともに、雨水貯留機能の保全と施設整備、雨水流出抑制施設整備等の流域対策など、流域全体の水災害軽減策の強化を図ること。農業用ため池の決壊による浸水被害が発生していることから、老朽化が進行しているため池及び近年頻発している豪雨時の排水能力、又は地震耐性を有していない防災重点農業用ため池の防災工事や、ため池の廃止・統合に対する支援に努めること。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の取組を着実に実施するための財源確保と地方財政措置の充実を図るとともに、土砂災害の専門家による調査などの技術支援や地域に精通した技術職員の確保など国及び地方自治体の組織体制の強化といったソフト対策をハード対策と併せて総合的に推進すること。

災害復旧に当たっては、改良復旧を災害対策基本法等においてさらに明確にし、改良復旧による整備を推進するとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

国管理河川のバックウォーターの影響がある支川の整備・管理体制の強化や支川管理者、地元自治体との排水や越水などの情報共有による住民避難体制の強化を図ること。

河川の氾濫による浸水等によって大きな被害が想定される地域においては、居住等の誘導先について明らかにするなど、土地利用や住まい方に関する制度等に

について検討すること。

土砂災害対策については、現行制度では対策できない箇所について支援できるよう、新たな制度の創設を検討すること。

また、災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石の制度拡充を検討すること。

土砂災害の防止・軽減の基本である砂防関係施設の整備による事前防災対策を計画的かつ強力に推進するとともに、既存の砂防関係施設の高機能化、多機能化を図り、より効率的・効果的な施設整備を推進すること。

被災した大規模公園施設、園芸施設や集出荷施設の復旧には多額の資金が必要なことから、復旧・復興に係る支援事業は、激甚災害指定等の有無にかかわらず、柔軟に適用するとともに、全額補助とすること。

イ 避難対策強化

市町村が統一的な基準によりハザードマップを作成し、過去の災害記録やダムの洪水調節能力を超える洪水など、住民に対して地域の災害リスク、避難行動の必要性を周知できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

また、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、観測・予測精度の向上等を図ることや、「避難スイッチ」「マイ・タイムライン」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に地方自治体とともに努めること。線状降水帯の発生情報の充実に加え、発生予測の精度向上及び避難対策への技術的支援に努めること。

避難情報の早期発令のための地方自治体との情報共有体制の充実を図るとともに、気象庁による会見等による呼びかけなど、気象庁と報道機関が連携した効果的な情報発信の更なる充実を努めること。

避難行動を促すための避難情報の発信の在り方について検討すること。また、冬の夜間の避難行動に備え、避難場所等における防寒対策に向けた財源措置等を行うこと。

さらに、避難所の過密を抑制するため、避難所の混雑情報の周知や、避難所外避難者の迅速な把握方法などについて、技術的助言を行うこと。

より効果的な気象や避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。

「顕著な大雨に関する情報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報や、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」による警戒レベル、屋内での安全確保や高齢者の早期避難に関する法令上の規定及び用語の意味を国民にわかりやすく説明し、住民の理解が進むよう、一層の周知徹底を図るよう、地方自治体とともに取り組むこと。また、それらの情報の発表・発令に伴う住民の避難行動について、検証を行い、避難対策の充実強化に早急に取り組むこと。そして、豪雨災害で、高齢者等避難や避難指示の発令がない状況で「緊急安全確保」が発令された事態があることを踏まえ、避難指示の発令に関する実践例の共有など、自治体の避難判断や情報発信の取組に対する支援に努めること。

加えて、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、警戒レベル等の変更への対応も含め、防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達手段の充実・強化に対して、新しい情報伝達手段システムの開発と整備も含めた技術的・財政的な支援を行うこと。住民の迅速な避難に資する雨量計、河川の水位計、監視カメラの機器更新や、津波避難施設の整備に対する財政支援の充実を図ること。また、線状降水帯の発生を予測するための研究や資機材の開発を早急に進めること。土砂災害警戒情報や氾濫危険情報等の警戒レベル相当情報の提供と、避難対策への活用について検証を行い、気象台や都道府県の市町村への助言の在り方を

含め、市町村の避難対策や住民の避難行動に繋がる防災気象情報の提供体制の充実強化を図ること。緊急速報メールについて、地域の危険度に応じてきめ細かに避難指示等の伝達ができるよう、市町村域内を細分化した配信ができるよう検討すること。

高齢者など避難行動要支援者の円滑な避難に向けて、個別避難計画や施設等の避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施、また、計画作成や実際の避難を支援する人材の育成・確保、ICTの活用も含めた避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的な支援の充実に努めるとともに、必要性について住民に分かりやすく周知すること。加えて、個別避難計画作成にあたり、介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務として位置付け、同職の法定研修に防災に関する内容を盛り込むこと。

また、個別避難計画作成に関して介護支援専門員等が参画する場合には、地方自治体の負担を伴わない形で手当とする仕組みを創設すること。

防災情報の提供など、警戒避難体制の構築の一助を担うソフト対策に資するシステムの更新、保守・点検など、恒久的な費用が必要な事業についても、地方財政措置の充実・強化を図ること。防災におけるDXを推進するとともに、AIを活用した災害対応に係る取組の強化を行うこと。

避難所開設状況調査について、指定避難所以外への避難者を含めた避難者数を初動期で全数把握することは困難であることから、避難所運営を行っている市町村の負担に配慮し、調査の報告時期や項目等の運用の見直しを検討すること。

ウ 広域避難体制の強化

浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、都道府県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分なリードタイムが必要なことや、災害発生前からの避難に関する住民の意識啓発等の課題も多いことから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。

また、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、わかりやすく、実現可能な広域避難に関するガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。

(2) 津波対策

津波防災地域づくりを推進するため、技術的支援、財政的支援及び津波防災地域づくりに関する普及啓発など、最大クラスの津波に対する防災対策に必要な各種支援を充実すること。

調査が遅れている日本海側及び南西諸島海溝沿いにおける活断層等地震の長期評価や、中部地域等における地域評価を早期に実施するとともに、石川県能登地方を震源とする群発地震が日本海沿岸地域に与える影響について分析し公表すること。また地震・津波の観測体制の強化を図ること。さらに、DONET、S-netなど、海底地震津波観測網の整備を基に、全ての地域を対象とした広域的な津波予測システムを整備すること。

津波避難施設の整備に対する支援を継続し、必要な予算を確保した上で、更なる支援の拡充を図ること。

また、地震を伴わない津波の発生メカニズムの解明を行うこと。

(3) 火山防災対策

国、地方自治体、公共機関、民間事業者等が一体となって、総合的かつ計画的にソフト・ハード両面から火山防災対策を推進するため、活動火山特別措置法の改正趣旨に鑑み、より一層、火山防災対策の充実を図るとともに、緊急に整備すべき施設・設備等については、国による財政負担の検討を進めること。

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部の機能が十分果たせるよう、観測や情報連絡体制整備、火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継続的な確保、人材活用について、地方公共団体への支援を含め一層の充実・強化を図るとともに、地元に着した調査研究を行い、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。特に、火山活動の切迫性や噴火した場合の社会的・経済的影響等を踏まえ、現行では活火山法の「避難施設緊急整備地域」に特に重点が置かれている避難施設等に対する財政的支援の適用範囲を拡大するとともに、噴火に伴う溶岩流や降灰等の影響が広範囲に及ぶ場合や、社会的影響が大きい場合等、避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定し、これらの地域において国が主導して行うべき火山防災対策に係る基本的な計画を作成すること。

退避壕・退避舎等の避難施設の整備について、設置主体及び費用負担等、整備の在り方について引き続き検討するとともに、噴火による社会・経済活動への被害を最小化するため、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面から、事前防災対策等の計画的な実施等を推進すること。

火山周辺の観光地を訪れる外国人や高齢者等の災害情報の収集が困難な者や、通信不感地帯における登山者等への情報発信体制の整備、地域住民や登山者等の避難状況を把握できるシステムや避難を支援するアプリの整備・運用など、円滑な避難ができるよう、国や自治体からの避難情報も含め効果的に情報伝達できる対策や財政支援を講じるとともに、最新の科学技術を積極的に活用した研究に取り組むこと。

火山灰は、火山災害警戒地域を越えて、広範な地域のライフライン等に多大な影響をもたらすことが想定され、特に富士山火山が大規模噴火した場合、降灰は首都圏を直撃する可能性が高く、その除灰は極めて大きな課題となる。大規模降灰を想定した火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、埋め立てなどの最終処分、降灰からの広域的な対応を含めた避難方法などについて、国が司令塔としての調整を行い検討を進め、実効性のある対策を示すこと。

(4) 雪害等対策

豪雪による被害を防ぐため、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、近年の豪雪では、各地の高速道路や国道で自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが多数発生しており、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。除雪体制の強化や迅速な情報伝達、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じること。「顕著な大雪に関する気象情報」など大雪に関する気象情報について、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。大雪等の予防的な通行規制を実施する際に、関

係機関において情報共有体制を構築するなど、国・高速道路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制を一層強化すること。大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直しを広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組を進めること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、幹線道路において、消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所を確保するなど、一般道路の吹雪・雪崩危険箇所へのハード対策、高規格道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等による、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築するなど、事前対策の充実を進めるとともに、やむを得ず通行止めや車両滞留等が発生した場合には、早期の交通再開に向けた集中除排雪体制を整備すること。前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、労務単価の高騰等により増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

交通障害・渋滞が深刻化する原因として、運転者に現在の道路状況が十分に伝わらずに新たな流入を招き、さらに渋滞等を拡大させるという悪循環に陥っていることから、高速道路や主要国道等について、交通規制や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や運転者に知らせる仕組みを構築すること。

さらに、過酷な労働条件により除雪オペレーターの担い手不足が深刻化していることや、除雪業者の安定経営などの観点から、除雪業務を魅力的なものとし都道府県及び市町村の除雪体制を安定的に確保できるよう労務費単価改善等を行うとともに、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度に労務費も対象に含めること。

除雪オペレーターの担い手不足に対応するためにも、除雪作業の効率化・省人化に資するICTを活用した除雪車の導入が必要不可欠であることから、新技術を活用した機械操作の自動化及び吹雪時の車両運転支援技術などの研究開発をより一層推進するとともに、地方の除雪作業の効率化・省人化に向けた取組に対し、更なる財政支援の充実を図ること。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

近年、スキー場等のエリア外、いわゆるバックカントリーにおいて、雪崩事故等が多発していることを鑑み、ガイドライン策定や、安全意識の底上げ、効果的な情報伝達について検討すること。なお、検討に当たっては、県境を跨ぐ広域的なケースや、外国人愛好者に向けた多言語対応について考慮すること。

(5) 大規模火災対策

強風や巨大地震等による木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため地形や街並み等の地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置の充実を図ること。

4 発災後の総合的な復旧・復興支援制度の確立について

被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧・復興を推進し、加速させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震、令和6年能登半島地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧・復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧・復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

（1）「第2期復興・創生期間」後も必要となる被災地の復興への支援

東日本大震災の「第2期復興・創生期間」の終了後も復旧・復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧・復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続の更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和、激甚災害の適用措置の拡充など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとられない規定を創設すること。

また、復旧・復興に高度な技術を要する国指定重要文化財等については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

（2）発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、かつ、円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や平成28年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

また、災害ボランティア車両に対する有料道路の無料通行措置が適用されるよう、被災自治体が各地方道路公社等に行う要請について、複数の地方道路公社等と連絡調整を行う時間的及び作業的な負担が大きいことから、大規模災害時の手続の簡素化等の措置を図ること。

（3）被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度については、近年の物価高も踏まえた支給額増額や適用条件の緩和、国負担の強化など、更なる充実を検討すること。こうした被災者生活再建支援の充実の検討に当たっては、現状以上の自治体の負担を招かないよう配慮すること。

特に、短期間に何度も被災する場合の生活再建は困難を極めることから、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援に当たっては、別枠での支援を検討する等、特段の配慮をすること。加えて、特別交付税措置の対象を市町村にも拡大するなど、地方自治体独自の支援制度への財政支援を検討するとともに、国民に対して民間保険の活用を促す観点から、火災保険の特約である水害補償の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。令和6年能登半島地震において発生した液状化被害について、被災者の生活再建のための国が実施する液状化対策を早期に示すとともに、事業費が多額になることに加え、住民の合意形成や用地境界の確定が困難であること、本格的な対策実施までに時間を要することなどの実情に十分配慮し、予防対策に取り組む自治体や、世帯等に対する技術的・財政的支援や、液状化のリスクに関する普及啓発に取り組むこと。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントについては、地方自治体への継続的な普及啓発に努めるとともに、取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、被災自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な被災者にとってより分かりやすい救済制度を検討すること。

災害弔慰金について、ある年は、雪の事故で亡くなった方に災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されないといったことが生じているため、不公平が生じない仕組みとすること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援を継続すること。

さらに、原発事故による避難者や帰還した住民のための災害公営住宅に係る東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう必要な支援を行うとともに、補助対象経費の柔軟化や申請事務の簡素化を図ること。事業再建に向けて、販路開拓など売上減少の間接的な被害を受けた事業者への支援を行うこと。激甚災害指定を受けた都道府県間で、支援に差が生じないよう制度の充実を図ること。風評被害を防止するため

の正確な情報発信や誘客のための取組など、観光産業に対する支援を行うこと。

さらに、中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した災害共済制度を創設すること。

加えて、被災した中小企業等への国の補助制度は、被害額の積み上げに応じて、活用可能な補助金や運用等が都道府県間で異なっていることから、激甚災害の適用を受けた際には、等しく支援を得られる制度に見直すこと。

被災した内水面養殖業者の生産物や施設等に対する補償制度の充実や、河川等が復元されるまでの内水面漁業協同組合の運営を支援する基金の創設又は助成制度の拡大に努めること。

(5) 災害救助法の見直し等

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等を想定し、被災地以外の地方自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

特に、住家被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費、断水地域や孤立地域への仮設トイレや生活必需品の供与、避難所以外における避難生活基盤に対する支援に係る経費、自宅や応急仮設住宅等の被災者への戸別訪問による健康管理・精神保健活動・福祉活動、災害ボランティア活動に係る経費全般等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について確実な財源措置を行うこと。被災の状況等により、やむを得ず避難所運営管理を外部委託する場合にも、災害救助費による措置を柔軟に行うこと。

災害救助に係る事務費について、上限額の撤廃など充実を図ること。救助事務費の上限額については、応急仮設住宅の設置如何で大きく変動するため、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、算定方法の見直しを検討すること。併せて、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、求償事務においては国が統一的な基準を示し、地方自治体により差が生じることがないようにすること。

また、法第2条第1項に係る4号基準による都道府県の判断以外にも、管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

避難生活を早期に解消し、居住の安定を図るため、既存公営住宅等を災害救助法に基づく「応急仮設住宅」に位置付けるとともに、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

制定から70年が経過する同法について、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、被災者支援制度の充実の観点から、見直しの検討を行うこと。また、家賃上限を超える額を被災者が自己負担することを認めるなど契約条件の緩和について検討すること。

救助の実施は都道府県が行うとされているが、国が当該費用を国庫負担の対象外とした場合、都道府県（又は都道府県から事務委任を受けた市町村）による安定的な救助の実施の支障となることから、災害救助事務取扱要領の明文の記載等

により対象外である事案を除き、国庫負担の対象外とすることがないよう運用を見直すこと。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、業務の「標準化」を検討すること。

また、住家被害認定調査について、システムと連携した端末を活用するなど簡素化・効率化を図るとともに、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。国が「クラウド型被災者支援システム」を運用しているが、罹災証明書交付等のシステムは、既に各自治体で導入が進んでいる実態を踏まえ、国が主導してシステムの全国統一化を図ること。

さらに、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の解釈の丁寧な説明や必要に応じた見直し等を図ること。

併せて、近年、工場・店舗等の非住家の罹災証明書についても、事業者向け補助金等各種支援制度の適用基準とされている状況等を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い地方自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ为前提に、事故時に放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないように、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。併せて、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における原子力発電所への影響等についても検証すること。さらに、原子力規制委員会は、能登半島地震で得られた新たな知見や立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA 等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、安全規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づき厳正かつ迅速に審査・検査が行えるよう体制の拡充・強化を図るとともに、安全規制の見直しや取組の状況、安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

また、高経年化原子炉や運転期間延長に関する新たな安全規制については、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果を国民に不安を与えることのないよう分かりやすく丁寧に説明すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、令和6年能登半島地震など、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ 外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ 内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性について情報発信すること。

また、令和6年能登半島地震の状況も踏まえ、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償の在り方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、具体的な検討を進め、必要な対策を講ずること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。このうち、原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームと DMAT 等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県、原子力災害拠点病院及び DMAT 指定医療機関等の意見を聞きながら行うこと。また、緊急時モニタリング体制について、令和6年能登半島地震では、電源及び通信の多重化を行ったモニタリングポスト等においても欠測・伝送不良が発生したことから、緊急時に防護措置の判断が確実に実施できるよう、必要なバックアップ体制を含め緊急時モニタリングについて国が責任を持って検討・整備を行うとともに、その内容を関係自治体に説明すること。

加えて、原子力災害医療派遣チームなど、原子力災害時に対応する医療人材の養成、確保を促すため、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関に対する財政支援を拡充すること。

カ 令和6年能登半島地震も踏まえ、都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体

制整備並びに必要な資機材の整備、電波を送受信するアンテナや中継器等の機能を維持するための通信の強靱化、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げ、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。また、広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

併せて、都道府県域を超えるような広域的な UPZ 内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ 複合災害や重大事故が起こった場合に備え、自衛隊、消防などの実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策に必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

ク 原子力防災体制の見直しにより関係自治体を実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策や緊急時モニタリング体制の整備等については、UPZ の内外にかかわらず、必要な財政支援及び人的支援を行うこと。

ケ 冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の除雪や確保について、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

特に、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化について、国土交通省が設置する冬期道路交通確保対策検討委員会の検討結果を踏まえ、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

コ 避難路について、地方負担を求めず国が責任を持って整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

国際社会からの自制の求めに応じず、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行する北朝鮮に対して、毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図り、特に北朝鮮が弾道ミサイルを発射した際には、我が国へ特段の影響を及ぼすおそれがないと認められる場合も含め、迅速な情報提供に一層努めること。

(2) 国民保護対策の推進

ア 国際社会と協調し、外交を含むあらゆる対策を講じて、我が国の安全・安心に

影響を与える事態の回避を図ること。

イ 事態の進展や島しょ部などの地域特性に応じた避難路や輸送手段の確保方策など、広域的な避難体制の構築を図ること。

ウ 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、都道府県による民間施設の指定が進むよう、国から民間団体への働きかけをより一層強化すること。併せて、施設管理者に負担が生じないよう、事故や損害発生時の責任や補償について、統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。

また、避難施設の表示については、国の主導の下で、設置基準等を定め、施設管理者や国民の理解が得られるよう周知を徹底し、導入する際の混乱回避に努めること。

さらに、避難の長期化も見据えた備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討のうえ明示し、避難施設の実効性の確保に努めること。

エ シェルターの整備について、令和6年3月に、国の考え方が示されたところだが、全国的な整備についての必要性や考え方を継続的に整理するとともに、自治体や国民に対し、継続的に情報発信し、要件を満たす市町村に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援に努めること。

オ 自治体が、広域的な避難者の受入計画を検討する際の参考となるよう、広域避難に関する国、自治体、防災関係機関及び指定公共機関の役割、措置に関する手順、所要費用の財政負担の考え方などを整理したガイドラインを作成すること。

カ 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入に向けて早急に検討すること。

また、海上でミサイル等により、万一自国民・自国船が被災した場合の救援救出等も含め、EEZ内におけるわが国の国民の保護について、万全の対策を講じるよう、政府一丸となって検討すること。

キ 武力攻撃災害発生時の、国民や地方自治体への情報伝達体制を検証し、対策強化を図ること。

ク 事態の類型に応じた訓練想定の実施も含め、地方自治体と連携して、実効性のある訓練の推進に努めること。

ケ 訓練や資機材整備、避難体制整備等の地方自治体の取組について、財政支援の充実を図ること。

コ 国際情勢が緊迫する中、国民への適切な情報発信に努めるとともに、国民保護措置や訓練の重要性、状況に応じた具体的な避難方法について、国民や地方自治体の理解が進むよう、普及啓発を強化すること。特に、対応の暇がない弾道ミサイルの発射時の安全確保行動に関して、Jアラート発令時の対象エリアの住民の避難行動等を検証し、普及啓発を徹底すること。その際、国が避難行動としてQ&Aで示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針について、緊急時に指定の有無に関わらず民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針等に明示するとともに、周知を徹底すること。

サ 改正個人情報保護法に基づく「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が公表されたことを踏まえ、国民保護における安否不明者、死者・行方不明者の氏名等公表の考え方を示すこと。

シ 我が国の原子力発電所等に対する武力攻撃に関して、国において、次の事項について責任を持って対応すること。

(ア) 国においては、国際的な原子力安全と核セキュリティ確保対策の構築及び

国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(イ) それでもなお、原子力発電所等への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ウ) 万が一、原子力発電所等に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

ス 原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

セ ミサイル攻撃等により原子力発電所から放射性物質が放出された場合に、都道府県へ避難等の防護措置を指示する国の指示・伝達体制の実効性を検証し、最適化すること。また、武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果及び対応方針を国民に示すこと。

ソ Jアラートの訂正等により国民に混乱が生じないように、情報収集・解析精度の更なる向上に努めること。

タ Jアラート等を含め、生活関連等施設や大規模集客施設に対する迅速・適切な情報伝達体制の強化を図ること。

チ 武力攻撃災害による被災者支援について、海外の被災事例などを踏まえ、被災者生活再建支援を含めた、支援策の在り方を検討、整理すること。

ツ 国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、CBRNE 災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置をはじめ、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げにあたり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、令和6年度から施行された勤勉手当の支給に当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

4 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

(1) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和4年3月29日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえた指定金融機関等からの経費負担（手数料有償化等）を求める動きが全国的に活発化しているところである。

令和6年10月から地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用されることに伴い地方公共団体が負担する経費については、新たに地方交付税措置が講じられることとされているが、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって地方の財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。

(2) 公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、所要の地方財政措置を講じること。

5 国の地方公共団体に対する補充的な指示について

地方自治法第252条の26の5の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第213回国会提出閣法第31号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。また、目的達成のために必要最小限度の範囲となるよう、あらかじめ運用方針などを定めること。

想定外の事態に万全を期すため、今回の補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

6 地域国際化等の推進について

(1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。

イ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。また、外国人受入環境整備

交付金について、交付申請額を確保することはもとより、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを充実すること。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保することはもとより、国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学促進を図るために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。

とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

カ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

キ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

(2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

(4) 法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

- ア マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により提供される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以下、都道府県等）の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。
- イ 令和6年度中の開始が予定されている居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度設計及びシステム改修を行うこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請していた場合の取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実態を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。
- ウ 都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を共有できず、問い合わせに対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを整備し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。
- エ 令和5年6月9日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料の差別化の検討が行われているが電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員を要し負担が大きい実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取しながら進めること。
- 特に、上記アの問題が解消されていない現状では電子申請に係る手数料を引き下げるとする手数料の差別化を拙速に行わないこと。
- オ 令和6年度から予定されている国立印刷局での旅券の集中作成方式導入に当たっては、旅券発給の標準処理期間が長くなることなど、国の責任において国民に十分周知すること。
- カ 電子申請に係るシステム改修費や消耗品、紙申請用申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成30年7月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年7月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和2年11月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年12月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年7月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年 1 月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

ア 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ 平成 27 年 9 月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ 基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

ア 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講ずること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用にあたっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

北方領土問題については、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略により、平和条約交渉などの今後を見通すことが難しい状況が続いているが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、四島交流等事業の一日も早い再開に向け、具体的に進展するよう取り組むこと。

3 拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族は高齢となっており、親世代は2人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

岸田総理大臣は、拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う覚悟を表明している。

令和5年8月の日米韓首脳会合では、拉致問題の即時解決に向けた引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領及びユン・ソンニョル大統領から、改めて全面的な支持を得た。

また、岸田総理大臣は令和5年11月の「国民大集会」で、拉致問題は時間的制約のある人権問題であるとした令和4年の「国民大集会」から1年が過ぎ、日本国内では御家族はもとより国民の間に差し迫った思いが一層強まっていることから、こうした思いをしっかりと共有しながら、全ての拉致被害者の方々の一日も早い御帰国を実現すべく、全力で、そして果敢に取り組んでいくことを明言した。

しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国を始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

- (1) 北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。
- (2) 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、拉致被害者等家族及び国民に対し目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- (3) 米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

- (4) 行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。
- (5) 拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
- (6) 国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

4 漂着船等に対する万全な対策について

木造船等が我が国に漂流、漂着する事案は、現在、減少傾向にあるが、地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

5 ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化が想定されることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

- (1) ウクライナ避難民にかかる支援については、新たに創設された「補完的保護対象者の認定制度」への適切な移行とともに、生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行いつつ、ひいては避難民が自らの力で生活基盤を築けるようにすること。
- (2) 地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が行われてきた。

全国知事会では、これまで、平成 25 年 1 月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成 25 年 7 月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は度重なる大規模災害からの復旧・復興、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されてきたことは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ア 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - イ 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ウ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - エ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ア 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - イ 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならない。格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
 - ア 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - イ 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ア 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - イ 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ウ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ア 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - イ (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ウ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - エ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ア 現在でも国及び地方の歳出に対し、十分な税収が確保できていない状況の中で、道州が安定して財政運営できる税財源を確保するための具体的な方策
 - イ 現在、国及び地方は多額の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- (1) 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
見直しにあたっては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、広域連合の活用を含め、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること
- (2) 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合等の取組について検証を行うとともに、希望する地域に国の出先機関を移管すること

- (3) 提案募集方式について、あらかじめ国において見直しの方針を示した上で提案を募り、個々の支障事例に拘泥せず、積極的に検討を行い、できる限り実現を図ること。また、過去に提案された類似の事例についても点検・見直しを行うなど、提案団体に負担を強いることなく、地方分権改革有識者会議において抜本的改革を図ること
- また、これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること
- さらに、全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」などについても制度的な課題として横断的な見直しを行うこと
- (4) 法令等に基づく計画策定事務については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（以下「ナビゲーション・ガイド」という）」を踏まえ、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと
- さらに、各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、「ナビゲーション・ガイド」の遵守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- その上で、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、立法過程でのチェック体制を構築すること
- (5) 憲法 92 条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- (6) 国と地方の役割分担については、適切なガバナンススコープ（ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲）に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の観点から見直しを行うこと
- (7) 税源移譲を含め、国と地方の税源配分をまずは 5 対 5 とすることを目標として、地方の役割に見合ったものとなるよう見直しを進めること
- また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること
- (8) 国と地方が協働して政策形成を行うことができるように、施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること